

2.2節 配管工事

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 2.2.1 (追加) regarding pipe specifications, 2.2.10 (追加) regarding pipe connection, 2.2.11 (追加) regarding pipe support, 2.2.12 (備考) regarding pipe installation, 2.2.2 (2.2.2.1) regarding pipe materials, 2.2.2.2 regarding pipe installation methods, 2.2.2.3 regarding pipe support, 2.2.2.4 regarding pipe connection, 2.2.2.5 regarding pipe support, 2.2.2.6 regarding pipe support, 2.2.2.7 regarding pipe support, 2.2.2.8 regarding pipe support, 2.2.2.9 regarding pipe support.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 2.2.10 (2.2.10.1) regarding pipe connection, 2.2.11 (2.2.11.1) regarding pipe support, 2.2.12 (2.2.12.1) regarding pipe installation, 2.2.13 (2.2.13.1) regarding pipe support, 2.2.14 (2.2.14.1) regarding pipe support, 2.2.15 (2.2.15.1) regarding pipe support, 2.2.16 (2.2.16.1) regarding pipe support, 2.2.17 (2.2.17.1) regarding pipe support, 2.2.18 (2.2.18.1) regarding pipe support, 2.3節 保温工事 (2.3.1) regarding insulation work.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 2.3.2 (2.3.2.1) regarding insulation materials, 2.3.3 (2.3.3.1) regarding insulation materials, 2.4節 塗装及び防錆工事 (2.4.1) regarding painting and rust prevention, 2.5節 耐震・耐風・耐雪工事 (2.5.1) regarding seismic, wind, and snow resistance.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 2.3.3 (2.3.3.1) regarding insulation materials, 2.4節 塗装及び防錆工事 (2.4.1) regarding painting and rust prevention, 2.5節 耐震・耐風・耐雪工事 (2.5.1) regarding seismic, wind, and snow resistance, 2.5.2 (2.5.2.1) regarding seismic, wind, and snow resistance.

NIHON SEKKEI 株式会社 日本設計. Includes company logo, contact information, and project details for '浦和競馬場発走員住所機械設備工事'.

● 2.5.3 (付加)	対象設備の前装グレード設定は下記による。
● 2.5.4 (付加)	対象設備の前装グレード設定は下記による。
● 2.5.5 (付加)	対象設備の前装グレード設定は下記による。

前装グレード	設置場所	設置間隔	配管	種類	ダクト
耐震クラスA	上層階 屋上 塔屋	配管の標準支持間隔の3倍以上（ただし、振動の場合には4.0以内）に1箇所設けるものとする	※A種	※ダクトの支持間隔 12m以内に1箇所1種を設ける	
	中層階 1階 地階	配管の標準支持間隔の3倍以上（ただし、振動の場合には4.0以内）に1箇所設けるものとする	※A種 ※13.5以上はA種、12.5未満はB種	※ダクトの支持間隔 12m以内に1箇所1種を設ける	
耐震クラスB	上層階 屋上 塔屋	配管の標準支持間隔の3倍以上（ただし、振動の場合には4.0以内）に1箇所設けるものとする	※B種	※ダクトの支持間隔 12m以内に1箇所1種を設ける	
	中層階 1階 地階	配管の標準支持間隔の3倍以上（ただし、振動の場合には4.0以内）に1箇所設けるものとする	※B種 ※13.5以上はA種、12.5未満はB種	※ダクトの支持間隔 12m以内に1箇所1種を設ける	
耐震クラスS	上層階 屋上 塔屋	配管の標準支持間隔の3倍以上（ただし、振動の場合には4.0以内）に1箇所設けるものとする	※S種	※ダクトの支持間隔 12m以内に1箇所1種を設ける	
	中層階 1階 地階	配管の標準支持間隔の3倍以上（ただし、振動の場合には4.0以内）に1箇所設けるものとする	※S種 ※13.5以上はA種、12.5未満はB種	※ダクトの支持間隔 12m以内に1箇所1種を設ける	

前装グレード	設置場所	電気仕様	ケーブルラック
耐震クラスA	上層階 屋上 塔屋	※電気配線の支持間隔12m以内に1箇所5種を設ける	※ケーブルラックの支持間隔 5m以内に1箇所4種を設ける
	中層階 1階 地階	※電気配線の支持間隔 12m以内に1箇所5種を設ける	※ケーブルラックの支持間隔 12m以内に1箇所5種を設ける
耐震クラスB	上層階 屋上 塔屋	※電気配線の支持間隔12m以内に1箇所5種を設ける	※ケーブルラックの支持間隔 6m以内に1箇所5種を設ける
	中層階 1階 地階	※電気配線の支持間隔12m以内に1箇所5種を設ける	※ケーブルラックの支持間隔 6m以内に1箇所5種を設ける

● 2.5.4 (付加)	a. 基準風速Va及び地表面風圧度区分(または風洞実験による) 基準風速Vaは ( 34 m/s ) 以上とする。 地表面風圧度区分は ( Ⅱ ) とする。 b. 設備機設計用風速の再現期間 再現期間は ・ 50年 (風速割増し 1.0倍) ※100年 (風速割増し 1.075倍) ・ 200年 (風速割増し 1.15倍) とする。 c. 設備機設計用風圧力の最小値 外部に面して設置する設備機器等の設計用風圧力は ※ $2,000 N/m^2$ ・ $2$ 以上 $N/m^2$ を下回らないこと。
--------------	--

● 2.5.5 (付加)	a. 架空電線における多雲区域の指定及び垂直積雪深と単位積雪重 外部に面して設置する設備機器等の設計用積雪量は以下による数値以上とする。 区域 ※多雪域以外 ・ 多雲区域 垂直積雪深 ( 0.3 m ) 単位積雪重 ( 20 N/m <sup>2</sup> ・cm )
--------------	---

● 2.6.1	a. 換気用、圧力用、その他これらに類するもの電動機は保護規格は、製造者規格 電動機 (第2章1.2.1) による仕様品として良い。 b. 三相誘起電動機の場合には、400Vの場合、233%未満は直入起動、233%以上は、 始動装置による始動とする。
● 2.6.2	a. 送電コンデンサ用、送電時間計が必要機器は図示による。 制御及び操作盤 b. インバータ用制御板及び制御盤は、「標準」(1.2.2.1) を適用する。 c. システム起動制御の制御及び操作盤は、コントラクト形制御盤に準ずる。その他の 機器については図示による。 (第3章1.2.2)

● 2.6.3 (付加)	a. 足場・足車・人梯類 仮設工事 (第2章4.1.1)
--------------	---------------------------------

● 2.7.1 (付加)	a. 足場・足車・人梯類 仮設工事 (第2章4.1.1)
--------------	---------------------------------

● 2.7.1 (付加)	a. 足場・足車・人梯類 仮設工事 (第2章4.1.1)
● 2.7.2 (付加)	a. 建築発生土の処理 ・ 現場発出処理 ・ 構内指定の場所にない資 材等 ①再搬出 ②削減 b. 事前調査 ・ 地盤 ③地圧 ・ 地中水 ④近隣構造物 ・ 近隣地権 ⑤近傍の状況 c. 掘削 ⑥掘削の防雨防止等の掘削面の荷重、傾動防止、のり面養生 ⑦掘削面の観察、地表面の移動測定 d. 排水 (送水) ⑧掘削の排水、湧水 ⑨排水による有害な影響防止・地盤改良 e. 掘削の土・塵土 ⑩掘削土の養生 ⑪掘削土の養生 (掘削土以外) ⑫掘削土の養生 (掘削土以外) ⑬掘削土の養生 (掘削土以外) 掘削土の養生は土壌汚染対策法の特定期間等について調査を行ない、同法に定める含有物質基準に適合したものとする。
● 2.7.3 (付加)	a. 2.7.2 地盤工事 (第2章4.3.1)
● 2.7.4 (付加)	a. レディーミクストコンクリートの簡別 ※1類 ・ Ⅱ類 b. セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高強度セメントB種 c. 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、次の規定に適合しなければならない。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 水と和混 7% 332 1/4以下 28日 0.75 1/4以下 養生は「JIS R 5210」(6) 7) の (低圧) 形による。 空気カリ 4.02 % 以下 塩 0.02 % 以下 d. 形状の保存期間 支持の養生期間は「仕様」(仕様) による。ただし、圧縮強度により定める場合は同表による他、コンクリートの材齢を原則として7日以内とする。また、当該支持の土層にコンクリートを打設する場合は、打設後3日以上当該支持を養生する。
● 2.7.5 (付加)	a. 防火材料 壁内の敷及び天井の仕上げ材は、防火材料又は建築基準法に基づく 基準同等の認定表示のあるものとする。 b. モルタル塗り材料 ・ 防水剤 (防水モルタル入り混入用) c. 下地 ・ 現場掘削後下地 ※湧水の原因となる箇所の防水処理
● 2.7.6 (付加)	a. 屋外、ビタ、多層箇所に設置する鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼は下記による。 ※鋼板類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※棒鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※形鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 b. 屋内部分に設置する鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼は下記による。 ※鋼板類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※棒鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※形鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50
● 2.7.7 (付加)	a. 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用 契約図書中の仕様、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監理者の了解を得た上で、 ・ 使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム放出試験を行い土壌の汚染に 関係する基準に適合することを確認すること。

● 2.7.7 (付加)	a. 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用 契約図書中の仕様、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監理者の了解を得た上で、 ・ 使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム放出試験を行い土壌の汚染に 関係する基準に適合することを確認すること。
--------------	--

● 2.7.8 (付加)	a. 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用 契約図書中の仕様、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監理者の了解を得た上で、 ・ 使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム放出試験を行い土壌の汚染に 関係する基準に適合することを確認すること。
--------------	--

● 2.7.2 (付加)	a. 建築発生土の処理 ・ 現場発出処理 ・ 構内指定の場所にない資 材等 ①再搬出 ②削減 b. 事前調査 ・ 地盤 ③地圧 ・ 地中水 ④近隣構造物 ・ 近隣地権 ⑤近傍の状況 c. 掘削 ⑥掘削の防雨防止等の掘削面の荷重、傾動防止、のり面養生 ⑦掘削面の観察、地表面の移動測定 d. 排水 (送水) ⑧掘削の排水、湧水 ⑨排水による有害な影響防止・地盤改良 e. 掘削の土・塵土 ⑩掘削土の養生 ⑪掘削土の養生 (掘削土以外) ⑫掘削土の養生 (掘削土以外) 掘削土の養生は土壌汚染対策法の特定期間等について調査を行ない、同法に定める含有物質基準に適合したものとする。
● 2.7.3 (付加)	a. 2.7.2 地盤工事 (第2章4.3.1)
● 2.7.4 (付加)	a. レディーミクストコンクリートの簡別 ※1類 ・ Ⅱ類 b. セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高強度セメントB種 c. 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、次の規定に適合しなければならない。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 水と和混 7% 332 1/4以下 28日 0.75 1/4以下 養生は「JIS R 5210」(6) 7) の (低圧) 形による。 空気カリ 4.02 % 以下 塩 0.02 % 以下 d. 形状の保存期間 支持の養生期間は「仕様」(仕様) による。ただし、圧縮強度により定める場合は同表による他、コンクリートの材齢を原則として7日以内とする。また、当該支持の土層にコンクリートを打設する場合は、打設後3日以上当該支持を養生する。
● 2.7.5 (付加)	a. 防火材料 壁内の敷及び天井の仕上げ材は、防火材料又は建築基準法に基づく 基準同等の認定表示のあるものとする。 b. モルタル塗り材料 ・ 防水剤 (防水モルタル入り混入用) c. 下地 ・ 現場掘削後下地 ※湧水の原因となる箇所の防水処理
● 2.7.6 (付加)	a. 屋外、ビタ、多層箇所に設置する鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼は下記による。 ※鋼板類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※棒鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※形鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 b. 屋内部分に設置する鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼は下記による。 ※鋼板類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※棒鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50 ※形鋼類は4類材2種50 ・ 溶融形鋼は4類材2種50
● 2.7.7 (付加)	a. 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用 契約図書中の仕様、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監理者の了解を得た上で、 ・ 使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム放出試験を行い土壌の汚染に 関係する基準に適合することを確認すること。

● 2.7.8 (付加)	a. 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用 契約図書中の仕様、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監理者の了解を得た上で、 ・ 使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム放出試験を行い土壌の汚染に 関係する基準に適合することを確認すること。
--------------	--

● 2.8.1 (付加)	a. 下記項目に関しては、最終承認された建築計画、設備システム、内容、容量に 基づいて、技術検証資料を作成し、設計図との性能照合を行い、監理者の認 受を受ける。尚、設計と異なるシステム、内容の変更を行う場合は技術検証資料 を作成し、設計図との照会事項を整理した上で監理者の承認を受ける。
● 2.8.2 (付加)	a. 空気調和設備 (1) 空気調和設備 ・ 熱負荷計算 ・ 換気量計算 ・ 熱源機器容量計算及び関連設備 (2) 衛生設備 ・ 給水量及び引込口径計算 ・ 受水槽及び給排水槽の容量計算 ※ 給水、排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程計算 ※ 熱源機器容量計算及び関連設備 (給排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程、熱源タンク容量、燃費、換気 ・ 吹出し、吸出し及び排風機 ・ 空調、換気ダクト消音及び防振計算 ・ ポンプ水量及び揚程計算 ・ 配管体積計算 ・ 配管体積計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算
● 2.8.3 (付加)	a. 2.8.2 衛生設備 (1) 衛生設備 ・ 給水量及び引込口径計算 ・ 受水槽及び給排水槽の容量計算 ※ 給水、排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程計算 ※ 熱源機器容量計算及び関連設備 (給排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程、熱源タンク容量、燃費、換気 ・ 吹出し、吸出し及び排風機 ・ 空調、換気ダクト消音及び防振計算 ・ ポンプ水量及び揚程計算 ・ 配管体積計算 ・ 配管体積計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算
● 2.8.4 (付加)	a. 2.8.2 衛生設備 (1) 衛生設備 ・ 給水量及び引込口径計算 ・ 受水槽及び給排水槽の容量計算 ※ 給水、排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程計算 ※ 熱源機器容量計算及び関連設備 (給排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程、熱源タンク容量、燃費、換気 ・ 吹出し、吸出し及び排風機 ・ 空調、換気ダクト消音及び防振計算 ・ ポンプ水量及び揚程計算 ・ 配管体積計算 ・ 配管体積計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算

● 2.8.5 (付加)	a. 2.8.2 衛生設備 (1) 衛生設備 ・ 給水量及び引込口径計算 ・ 受水槽及び給排水槽の容量計算 ※ 給水、排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程計算 ※ 熱源機器容量計算及び関連設備 (給排水、給湯、湧水ポンプ水量及び揚程、熱源タンク容量、燃費、換気 ・ 吹出し、吸出し及び排風機 ・ 空調、換気ダクト消音及び防振計算 ・ ポンプ水量及び揚程計算 ・ 配管体積計算 ・ 配管体積計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算 ※ 管径計算
--------------	---

NIHON SEKKEI 株式会社 日本設計	特記 記号	結核 項目 飛塚 石井 中里 丸山 丸山	設計 設計 設計 設計 設計	浦和競馬場発走員詰所機械設備工事	特記仕様書(5)	図面 番号 M-4006-P-5106	図面 区別 機械設備図
						図面 区別 機械設備図	



4.3 給排水衛生設備工事

●共通 (付加) a. 各工場の作業者及び作業者を確認する検査及び試験は、図小及び1章1.4節、2章2.8節による。

4.1節 衛生器具設備

○ 4.1.1 洗面 (第5編1.1.9) 図示のない場合は450mm×600mmとする。

○ 4.1.2 化粧箱 (第5編1.1.10) 図示のない場合は450mm×140mmとする。

○ 4.1.3 紙巻器 (付加) 図示のない場合は下記による。  
・ 丸紙製の丸紙1連形 ※ 丸紙製の丸紙2連形 ・ その他( )

○ 4.1.4 着風乾燥の型火カバー (第5編2.1.1) ※ 設ける (付)内は除く) ・ 設けない

○ 4.1.5 洗濯槽 (第5編1.1.2) (第5編1.1.3) (第5編1.1.8) (付加) 車水及び雨水利用している雑用水系統の便器用洗浄弁は中水仕物品とする。

○ 4.1.6 小便器用節水装置 (第5編1.1.2) (第5編1.1.3) (第5編1.1.8) JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器 (※ 一体形・分離形) とする。

○ 4.1.7 パリアフリー対応 (第5編1.1.2) (第5編1.1.3) (第5編1.1.8) ・小便器 ※ 全部ストール形 ・ 部ストール形 (付) (ストール下 ※ 別途下書) ・ 洗面器 ※ 自動水栓 (全部 ※ 一部) ・ レー式水栓 (一部) ・ シャワー ※ ナースタッド式 ・ ミキシング式 ※ スライドバー ・ フック ※ 止水機能付節水シャワーヘッド

● 4.1.8 衛生器具付属水栓 (1) 器具付属水栓は ※ ドライバー式 ・ ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。

● 4.1.9 自動水栓類の電源 ※ AC100V ・ 乾電池等 ・ 自己発電

● 4.1.10 脱臭便座 (1) JIS A 422 (臭水洗浄便座) とする。(2) 脱臭種類 ※ 臭水洗浄 ※ 臭気・ 臭気電機 ・ トイレ室内脱臭 (3) 臭水洗浄装置形式 ※ 噴射式 ・ 噴霧式 (4) 使用液体は、飲食用水道水とする。(5) リモコン ※ AC100V ・ 乾電池等 ※ 自己発電

● 4.1.11 便器洗浄弁・洗浄用タンク 器具表又は下記の場合を除き、※ 除水1型・排水1型とする。  
・ 洗浄弁兼操作弁のみ、※ 手動式・電気開閉式 (※ センサー式・タッチスイッチ式) ・ 上層階で使用する便器洗浄弁は、現地給水管の圧力値を確認し、必要に応じて配管形状とする。

○ 4.1.12 大便器耐水カバー ※ 設ける (ビット内は除く) ・ 設けない

○ 4.1.13 掃除用し ※ 長柄なしとする。 ・ 長柄付とする。

○ 4.1.14 排水器具用A 籠手 ※ 使用する ・ 使用できない

○ 4.1.15 標記取 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ前に表示する。

● 4.1.16 せつけん供給給管がない場合は、監督署と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。

● 4.1.17 脱臭装置 ・ 女子用トイレブースに設置する。(※ 本工事 ・ 別途工事) ・ 男子用トイレブースに設置する。(※ 本工事 ・ 別途工事) ・ 多目的トイレブースに設置する。(※ 本工事 ・ 別途工事)

● 4.1.18 その他 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。

4.2節 給水設備

● 4.2.1 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.2 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.3 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.4 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.5 (付加) 水栓の開口部に護じた水の流れ防止装置は下記による。  
※ 止水空間確保 (SHASE-S206-2000) ・ パキュームブレイカー設置 ・ 逆弁 ※ その他 ( )

● 4.2.6 (付加) 給水管の凍結防止 (屋外埋設 ※ 凍結深度以下への埋設 (凍結深度 0[m] ・ その他 ( )) 室内配管 ・ テープヒータ ・ 室内暖房 ※ 水抜き栓 ・ その他 (防凍保護) 散水栓立ち上がり管 ・ 水抜き栓 ※ 凍水栓柱 ・ その他 ( )

● 4.2.7 水栓 ※ 給湯用水栓を除き大きき呼び13の水栓は、節水コマとする。

○ 4.2.8 建物導入部配管 ※ 併設用フレキシブルジョイント2本を1字状に設ける。

○ 4.2.9 本管取出し ※ 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における凍結の復旧も含む。

配管材料及び配管付属品は下記による。

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.2 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.3 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.4 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.2.5 (付加) 水栓の開口部に護じた水の流れ防止装置は下記による。  
※ 止水空間確保 (SHASE-S206-2000) ・ パキュームブレイカー設置 ・ 逆弁 ※ その他 ( ))

● 4.2.6 (付加) 給水管の凍結防止 (屋外埋設 ※ 凍結深度以下への埋設 (凍結深度 0[m] ・ その他 ( ))

室内配管 ・ テープヒータ ・ 室内暖房 ※ 水抜き栓 ・ その他 (防凍保護) 散水栓立ち上がり管 ・ 水抜き栓 ※ 凍水栓柱 ・ その他 ( )

● 4.2.7 水栓 ※ 給湯用水栓を除き大きき呼び13の水栓は、節水コマとする。

○ 4.2.8 建物導入部配管 ※ 併設用フレキシブルジョイント2本を1字状に設ける。

○ 4.2.9 本管取出し ※ 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における凍結の復旧も含む。

4.3節 排水設備

● 4.3.1 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 備考

○ 4.3.2 (付加) 洗面器等の排水管 ※ 洗面器、手洗い器などの器具排水管は、トラップ径より1サイズアップとする。

○ 4.3.3 (付加) 排水試験器具 ※ 排水試験用接続ソケット ・ 鋼水試験用掃除ソケット ・ その他 ( )

○ 4.3.4 (付加) グリース阻集器 (第5編1.7.8) (第5編2.1.1) a. 耐水カバー ※ 設ける ・ 設けない b. 材質 ※ SUS製 ・ FR製 ・ 特殊製 ・ ( ) c. 阻集器の構造は、SHASE-S217に適合するもので日本建築工事協会認定品とする。

○ 4.3.5 (付加) 排水槽 a. 排水槽の構造は建築基準法告示50-1597に準拠するものとする。 b. 排水槽の構造は東京都ビル設備指針等規則に準拠するものとする。 ・ 底部は1/100〜1/15の勾配とし、防臭用コンホール600φを設ける。

● 4.3.6 (付加) 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は充満しない構造は下記による。  
排水トラップ ※ JIS A 520V による ・ その他 ( ) 排水トラップ ※ JIS A 4002 及び 4421 による ・ その他 ( ) ・ 排水トラップは、掃除口を有するもの、又は、その一部が容易に取り外せるもの等の容易に掃除が出来る構造とする。

● 4.3.7 (付加) 排水管固定手組は下記による。  
※ 排水負荷単位法 ・ 定常電流法 (SHASE-S206-2000) ・ その他 ( )

● 4.3.8 (付加) 下水管に接続する排水主管の排水量 ※ 排水負荷 ・ その他 ( 1/s)

配管材料及び配管付属品は下記による。

項目 用途 管 種 離 手 備考

○ 4.3.2 (付加) 洗面器等の排水管 ※ 洗面器、手洗い器などの器具排水管は、トラップ径より1サイズアップとする。

○ 4.3.3 (付加) 排水試験器具 ※ 排水試験用接続ソケット ・ 鋼水試験用掃除ソケット ・ その他 ( )

○ 4.3.4 (付加) グリース阻集器 (第5編1.7.8) (第5編2.1.1) a. 耐水カバー ※ 設ける ・ 設けない b. 材質 ※ SUS製 ・ FR製 ・ 特殊製 ・ ( ) c. 阻集器の構造は、SHASE-S217に適合するもので日本建築工事協会認定品とする。

○ 4.3.5 (付加) 排水槽 a. 排水槽の構造は建築基準法告示50-1597に準拠するものとする。 b. 排水槽の構造は東京都ビル設備指針等規則に準拠するものとする。 ・ 底部は1/100〜1/15の勾配とし、防臭用コンホール600φを設ける。

● 4.3.6 (付加) 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は充満しない構造は下記による。  
排水トラップ ※ JIS A 520V による ・ その他 ( ) 排水トラップ ※ JIS A 4002 及び 4421 による ・ その他 ( ) ・ 排水トラップは、掃除口を有するもの、又は、その一部が容易に取り外せるもの等の容易に掃除が出来る構造とする。

● 4.3.7 (付加) 排水管固定手組は下記による。  
※ 排水負荷単位法 ・ 定常電流法 (SHASE-S206-2000) ・ その他 ( )

● 4.3.8 (付加) 下水管に接続する排水主管の排水量 ※ 排水負荷 ・ その他 ( 1/s)

4.3.9 (付加) 雨水電動運動弁は下記による。  
雨水電動運動弁 ※ 偏心式プラグ弁 ・ バックアップ弁 ※ ナイフ仕切弁

4.4節 給湯設備

● 4.4.1 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.4.2 安全装置 進がし弁はJIS B 8210、膨脹管はJIS B 8201に規定された構造のものとする。

4.5節 消火設備

○ 4.5.1 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.2.1) (第5編2.2.2)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.6.1 (付加) 脱臭の寸法は概略寸法とする。

○ 4.6.2 脱臭装置の取付防止 ※ 原則として、移動を前提とする脱臭装置を除き地盤面に転倒および位置ずれを起さないよう、床または壁に堅固に取り付ける。

○ 4.6.3 シンク用水栓 ※ レー式泡流水栓 ・ 自動水栓

○ 4.6.4 安全装置の機能の運用 標準仕様書 第5編1.6.1の表5.1.7安全装置の表中のこの項目はすべて適用とする。

4.7節 ガス設備

○ 4.7.1 配管材料 (第5編2.1.1) (第5編2.1.2) (第5編2.1.3) (第5編2.1.4)

項目 用途 管 種 離 手 弁 類

5 0 A以下 6 5 A以上

○ 4.7.2 ガス漏れ警報器 (第5編2.1.8) (第5編2.1.9) (第5編2.1.10) a. 工事区分 ※ 別途工事 (電気工事) ・ 本工事 b. 外部出力端子 ※ 設ける ・ 設けない

○ 4.7.3 (付加) a. 親メーター (※ 袋用品 ・ 買取り) ・ 子メーター (※ 買取り ・ 袋用品) b. 計量方式 ※ 親メーター (※ 埋込表示式 ・ 遠隔表示式) ・ 子メーター (※ 埋込表示式 ・ 遠隔表示式)

配管材料及び配管付属品は下記による。  
※ 下記による ・ 図示による

項目 用途 管 種 離 手 備考

○ 4.7.2 ガス漏れ警報器 (第5編2.1.8) (第5編2.1.9) (第5編2.1.10) a. 工事区分 ※ 別途工事 (電気工事) ・ 本工事 b. 外部出力端子 ※ 設ける ・ 設けない

○ 4.7.3 (付加) a. 親メーター (※ 袋用品 ・ 買取り) ・ 子メーター (※ 買取り ・ 袋用品) b. 計量方式 ※ 親メーター (※ 埋込表示式 ・ 遠隔表示式) ・ 子メーター (※ 埋込表示式 ・ 遠隔表示式)



○ 4.7.4 (付加)	土中埋設管に電気防食を施す場合は、図示による。 防食処置 (第6編2.2.3) (第6編3.2.3)
○ 4.7.5 (付加)	a. 工事区分 液化石油ガス ※ 別途工事 ・ 本工事 ( ・ 50K ・ ( ) ) 充填容器 (第6編3.1.3)
○ 4.7.6	標準図 ( ・ a ・ b ・ c-イ、ロ ) による。 液化石油ガス 集合装置 (第6編3.1.3)
○ 4.7.7	標準図 ( ・ a 壁に支持できる場合 ※ b 壁に支持できない場合 ) 液化石油ガス 充填容器転倒防止 (第6編3.2.1)
○ 4.7.8 (付加)	ガス栓の構造 (JIS S 2120) は下記による。 ガス栓の構造 ・ 過流出安全弁の設置 ・ ねじ接合 ※ ガス漏れ警報設備の設置 (JIS S 2120)

4.8節 さく井設備

○ 4.8.1	a. 湧水井設備における孔口保護管の深さは ( ) mとする。 掘込く (第7編2.1.1)
	b. 仮設ケーシングの適用は以下による。 ※ ケーシングより大きな鋼管 ・ その他 ( )
	c. 降下試験 ※ 行う ・ 行わない
○ 4.8.2	※ 図示による 仕様 (第7編)

4.9節 浄化槽設備工事

○ 4.9.1	※ 図示による 仕様 (第8編)
---------	------------------------

4.10節 医療ガス設備工事

○ 4.10.1	※ 図示による 仕様 (第11編)
----------	-------------------------

4.11節 その他

● 4.11.1 (付加)	圧力タンク及び貯留設備の安全装置は下記による。 圧力タンク及び 貯留設備の安全 装置 ※ 遮がし弁 (JIS B 8210) ・ 断根管 (JIS B 8201) ・ その他 (可溶栓 )
○ 4.11.2 (付加)	給水管に挿じたウォーターハンマー防止のための措置は下記による。 給水管に挿じた ウォーターハン マー防止のため の措置 ※ 減水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する ・ その他 ( )

4.12節 その他 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、増平異機成設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。  
・ 覆土及び処理量 汚泥（水分を含む汚泥）： m<sup>3</sup>  
・ 中間処理施設 専 用内、(棟)  
・ 処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場へ搬入（処理に施却又は消融含まず）  
・ 中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に施却又は消融を含む）

第3条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（水分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

第5条 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

第6条 受注者は、自ら測量を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

第7条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

第8条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、覆土及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

第9条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。

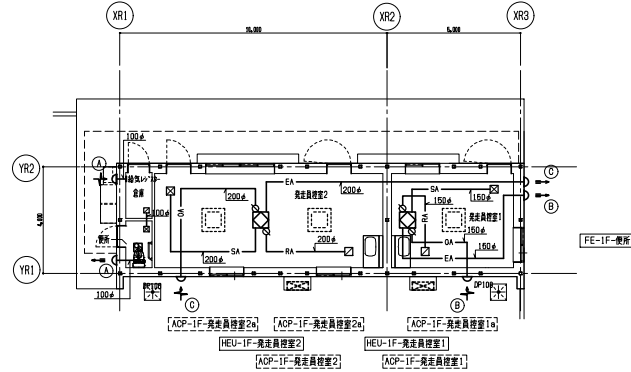
第10条 濁水処理票については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

第11条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第12条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合には、別途監督員と協議するものとする。

地主 浦和競馬組合	代表 飛塚	副代表 石井	技術委員 中里	主任 丸山	担当 丸山	設計 設備設計 1 級建築士 委託 (番号) 第 5980 号 1 級建築士 登録 第 384328 号 稲垣雄也
--------------	----------	-----------	------------	----------	----------	---

名称	記号	備考	名称	記号	備考	名称	記号	備考	名称	記号	備考
冷水管	C	往ノ置	給気ダクト	SA	立上げ、立下げ表示に SA を記入	量水器	M		スピーカー	SC	コーン型ノーン型ノーン型
温水管	H	往ノ置	換気給気ダクト	VSA	立上げ、立下げ表示に VSA を記入	水栓	水田	混合	モーターサイレン	MS	
冷凍水管	CH	往ノ置	換気ダクト	RA	立上げ、立下げ表示に RA を記入	洗浄弁	洗		ベル	B	
冷却水管	CD	往ノ置	換気送気ダクト	VRA	立上げ、立下げ表示に VRA を記入	定水位弁	定		表示灯	示	
プライン管	B	配管サイズをガス、液送列で記入。	排気ダクト	E	立上げ、立下げ表示に E を記入	ボールタップ	ボ		表示灯	示	防水型
高圧蒸気管	SH	往ノ置	換気排気ダクト	VEA	立上げ、立下げ表示に VEA を記入	シャワー	シャ	混合	緊急シャワーも含む。器具表で明表。	P	
中圧蒸気管	SM	往ノ置	外気ダクト	OA	立上げ、立下げ表示に OA を記入	水栓栓	水		ピストンレリーフ	ピ	手元復帰/復帰後閉
低圧蒸気管	S	往ノ置	換気送気ダクト	VOA	立上げ、立下げ表示に VOA を記入	放水栓	放		復旧弁箱	復	
油管	O	往ノ置	排気ダクト	SE	立上げ、立下げ表示に SE を記入	水栓柱	水		復旧火栓箱	復	
高温水管	HR	往ノ置	風量調節ダンパー	VD		床下掃除口	床		手動起動弁箱	手	
高温管	R		防火ダンパー	FD		床下掃除口	床		一斉開放弁	一	
熱源水管	SS	PMAC 配管 往ノ置	防火断熱ダンパー	SPD		排水金物	排		移動容器	移	
フレキシブル管	D		モーターダンパー	MD		排水目皿	排		移動式粉末ユニット	移	
脚張管	E		逆戻防止ダンパー	CD		共栓付き排水金物	共		ガスメーター	GM	
			ピストンレリーフ防火ダンパー	P		簡接排水金物	簡		ガス栓	ガ	一〇/二〇 ゴム管ロックを含む。埋込型は〇で囲む。
給水管		上ノ水/雑用水	排気ダンパー	SMD		床下掃除口	床		動力制御盤	動	
		上水揚水/雑用水揚水	排気ダンパー	SD		温水調整器・給出器	温		自動制御盤	自	
		一般管(下記以外の排水管)	ピストンダンパー	PD		温度調整器・給出器	温		非常電源装置	非	
排水管		汚水排水管	排気ダクト接続の防火ダンパー	HFD		計測センサー	計		手動起動装置	手	
		ヒューム管	排気用手動開放装置	H	※手動/逆方	弁操作器	弁		天井裏べい配線	天	
厨房排水管	HD		吹出口		(壁付き)	タンバ操作器	タ		床裏べい配線	床	
高温排水管	HD		吸込口		(天井付)	流量計	流		地中埋設配線	地	
通気管			排気口		(天井付)	圧力発信器	圧		露出配線	露	
雨水排水管	RD				(天井付)	検光・受光器	検		空配管	空	
給湯管	I	往ノ置	外気吸入ガラリ		アルミ製	レベルスイッチ	レ		立上り・引下ろし・兼通し	立	
空気抜き管	AV		排気ガラリ		アルミ製	グリース阻集器	グ		フルボックス	フル	防水型は WP を併記
消火栓管	X	遠移送水管と共用の場合にも使用。	ドアガラリ			オイル阻集器	オイル		ジョイントボックス	ジョ	
遠移送水管	XS		突風機ユニット		流れ方向を→とする	プラスター阻集器	プ		接地盤	接	併記は種類を示す。
連結給水管	XB		定風機ユニット		流れ方向を→とする	ドラム阻集器	ドラ		接地盤	接	
スプリンクラー管	SP		バンドキャップ		セルフド付	トラップ網	トラ		地中埋設線	地	
ハロゲン化物消火管	HL		風量測定口			インバート網	イン		スリフ	ス	
不活性ガス消火管	N		点検口			(網設置付)			防火壁貫通	火	
粉末消火管	DC		フード			ため網	た		断水層貫通	断	
消火管	F		消音チャンパー			(網設置付)			折り箇所	折	
都市ガス管	G	低圧	消音エルボ			公共網	公		地中埋設線	地	コンクリート製/炭素
液化石油ガス管	PG	中圧	ベーン付エルボ			浸透網	浸				
			たわみ継手								
			ダクト通音								
圧縮空気管	A		消音器								
真空管	V		フレキシブルダクト								
熱線管	O2		耐火ダクト								
重油管	N2		フード弁								
炭気管	N20		自動エア抜き装置								
			減圧弁装置								
フレキシブルジョイント		たわみ継手、可とう継手等	温度調節装置								
防護継手			電磁弁装置								
ボールジョイント			二方弁装置								
伸縮管継手		S 単式、D 様式	三方弁装置								
リフト継手			圧力計								
固定箇所			温度計								
			水高計								
埋設弁			速成計								
仕切弁		ゲート弁	電極線		水漏スイッチの場合 s を併記。						
		バタフライ弁	瞬間流量計								
		ボール弁	熱量計								
玉形弁			電磁流量計								
逆止弁			油流量計								
コック											
安全弁及び過し弁											
大口径ストレーナー											
Y 型ストレーナー											

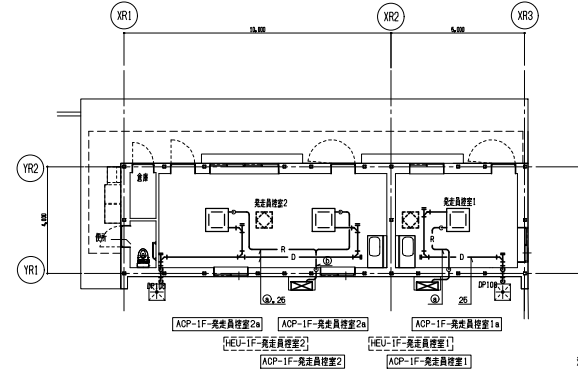


ベントキャップ  
SUS製 厚型フラットフード 防風網・取付付き

① : 100φ
② : 150φ
③ : 200φ

注記  
1. 特記なき寸はVD、●はFD、◎はMD、◇はODEを示す。  
2.

空調ダクト 1階平面図



冷卻配管サイズ表

記号	長さ	径	寸数
①	6.4φ	12.7φ	
②	9.5φ	15.9φ	

注1. 特記なき ● は冷卻配管火災区画界線処理を示す。  
2. 室内機、室外機の張り配線は冷卻配管長と異なる。

空調配管 1階平面図

■換気設備 機器表<全熱交換ユニット>

記号	対象室名	形式	給気側		排気側		送気効率		送気量		送気温度		送気湿度		送気圧力		送気電力		設置場所	台数	集中制御・ロープ制御	備考
			風量	静圧	風量	静圧	静圧	静圧	形式	プレフィルタ	メインフィルタ	消費電力	相電圧	送気方式	送気電力	送気電力	送気電力					
HEU-1F-発走員控室1	1F 発走員控室1	天井吊り型	120	150	120	150	58	58	58	58	メーカ標準品	-	108	1	100	直入	1F 発走員控室1	1				
HEU-1F-発走員控室2	1F 発走員控室2	天井吊り型	210	150	210	150	58	58	58	58	メーカ標準品	-	115	1	100	直入	1F 発走員控室2	1				

特記事項  
 (1) 送気温度は夏季標準状態(機械設備標準) (平均)を適用する。  
 (2) 送気湿度は50%とする。電気容量は参考とする。  
 (3) 普通換気モードでの自動換気制御機を標準とする。  
 (4) 送気方式は天井吊り型とし、天井上の換気設備は自動制御型とする。  
 (5) 送気圧力は換気設備標準値とし、15%程度の余裕を付与して送気圧力として設定する。  
 (6) 500%未満の圧力増強型は換気設備標準値とし、全ての送気機(送気機標準値以上)とする。  
 (7) フィルターの寿命は1000時間とする。

■パッケージ型空調換気機 機器表

記号	品名 (標準品/特注品)	形式	送気能力		送気温度		送気湿度		送気圧力		送気電力		送気電力		送気電力		送気電力		設置場所	台数	集中制御	備考
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房						
ACP-1F-発走員控室1	発走員控室1	パッケージ型	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	1F 発走員控室1	1		
ACP-1F-発走員控室2	発走員控室2	パッケージ型	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	1F 発走員控室2	1		

特記事項  
 (1) 冷房能力は夏季標準状態(機械設備標準) (平均)を適用する。  
 (2) 送気温度は夏季標準状態(機械設備標準) (平均)を適用する。  
 (3) 送気湿度は50%とする。電気容量は参考とする。  
 (4) 送気方式は天井吊り型とし、天井上の換気設備は自動制御型とする。  
 (5) 送気圧力は換気設備標準値とし、15%程度の余裕を付与して送気圧力として設定する。  
 (6) 500%未満の圧力増強型は換気設備標準値とし、全ての送気機(送気機標準値以上)とする。  
 (7) フィルターの寿命は1000時間とする。

■換気設備 機器表<排風機>

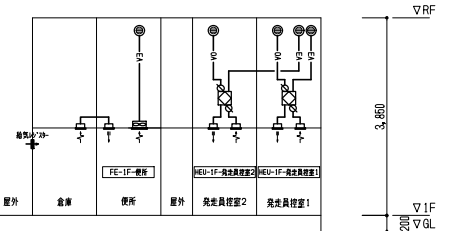
記号	対象室名	形式	設置方法	送気能力	送気温度	送気湿度	送気圧力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	送気電力	設置場所	台数	集中制御	備考	
																							送気能力
FE-1F-便所	1階 便所	ダクト用換気機	天井	100φ	100	00	標準	0.02	1	100	4	直入	1	1階	便所	1							

特記事項  
 (1) 送気温度は夏季標準状態(機械設備標準) (平均)を適用する。  
 (2) 送気湿度は50%とする。電気容量は参考とする。  
 (3) 送気方式は天井吊り型とし、天井上の換気設備は自動制御型とする。  
 (4) 送気圧力は換気設備標準値とし、15%程度の余裕を付与して送気圧力として設定する。  
 (5) 500%未満の圧力増強型は換気設備標準値とし、全ての送気機(送気機標準値以上)とする。  
 (6) フィルターの寿命は1000時間とする。

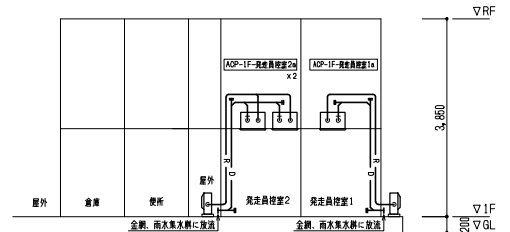
■制気口リスト

階	室名	品名	規格	開口				開口				規格	品名	規格	開口				規格			
				形式	サイズ	面積	開口	形式	サイズ	面積	開口				形式	サイズ	面積	開口				
1	発走員控室1	HEU-1F-発走員控室1	120	VHS	200 x 200	1.8	80%	150	1	300 x 300 x 300	U	HEU-1F-発走員控室1	150	HS	200 x 200	1.8	80%	150	1	300 x 300 x 300	U	
1	発走員控室2	HEU-1F-発走員控室2	210	VHS	200 x 200	1.2	80%	210	1	300 x 300 x 300	U	HEU-1F-発走員控室2	210	HS	200 x 200	1.2	80%	210	1	300 x 300 x 300	U	
1	便所	FE-1F-便所	100	HS	200 x 200	0.9	80%	100	1	300 x 300 x 300	U	FE-1F-便所	100	HS	200 x 200	0.9	80%	100	1	300 x 300 x 300	U	標準品

特記事項  
 (1) 1) 開口サイズは開口サイズ(開口サイズ)に換気設備標準値を適用する。  
 (2) 1) 開口サイズは開口サイズ(開口サイズ)に換気設備標準値を適用する。  
 (3) 1) 開口サイズは開口サイズ(開口サイズ)に換気設備標準値を適用する。  
 (4) 1) 開口サイズは開口サイズ(開口サイズ)に換気設備標準値を適用する。



発走員詰所 空調ダクト系統図

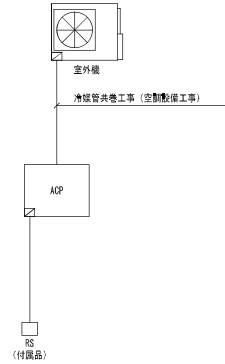


発走員詰所 空調配管系統図

1 パッケージ形空調和機配線工事

設備記号	階数	系統	セット数	RS	取付壁	備考
ACP-1F-発走員控室1a	1	発走員控室1	1	1	—	
ACP-1F-発走員控室2a	1	発走員控室2	2	1	—	
			合計	3	2	

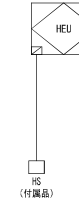
- (注配)
- 電源供給工事は電気配線工事
  - 室内機→室外機間接続は冷媒管共巻工事 (空調設備工事) とする。
  - RS (手売りモコン) は設置付商品とする。



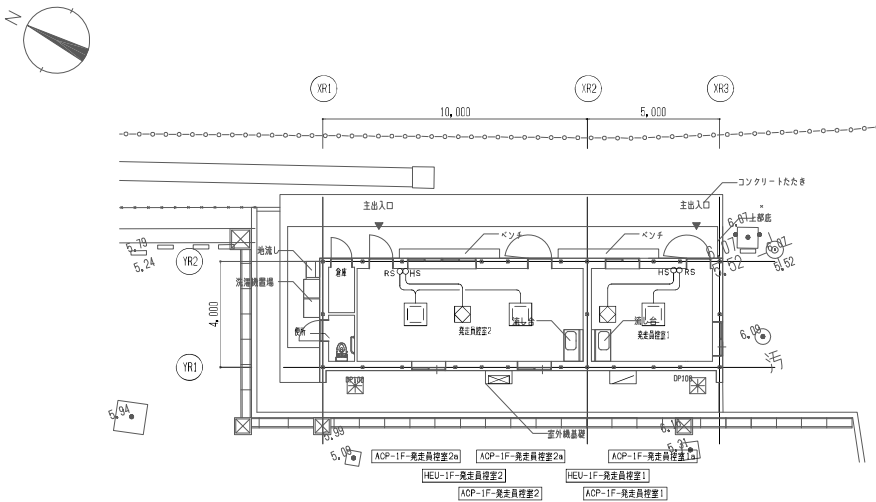
2 全熱交換器配線工事

設備記号	階数	系統	セット数	取付壁	備考
HEU-1F-発走員控室1	1	発走員控室1	1	—	
HEU-1F-発走員控室2	1	発走員控室2	1	—	
			合計	2	

- (注配)
- 電源供給工事は電気配線工事
  - HS (手売りモコン) は設置付商品とする。



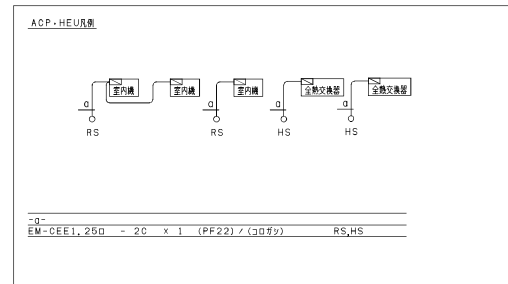
3 平面図

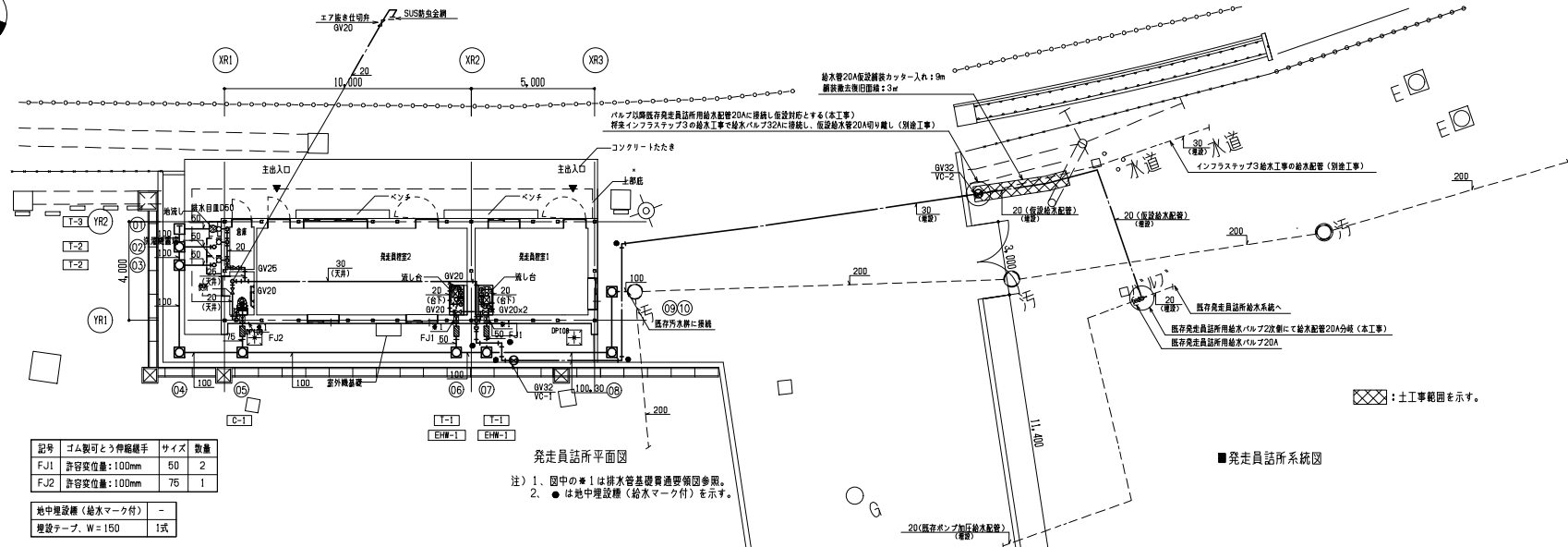


- 記号凡例
- | 平面図記号 | 内 容       |
|-------|-----------|
| ○     | 天井内ケーブル配線 |
- <特記>  
 ・天井内はケーブルダクトとし、室内・スイッチ類は配管を使用する。  
 <電線管サイズについて>  
 (コロガワ) / (PF22)  
 立下り配管サイズを示す。

機器凡例

シンボル	記 号	配 線	配 管			備 考
			層 内	層 外	層 別	
○	RS	EM-CEE1, 250 - 20 x 1	(PF22)			
○	RS	EM-CEE1, 250 - 20 x 1	(コロガワ)			
○	HS	EM-CSE1, 250 - 20 x 1	(PF22)			
○	HS	EM-CSE1, 250 - 20 x 1	(コロガワ)			





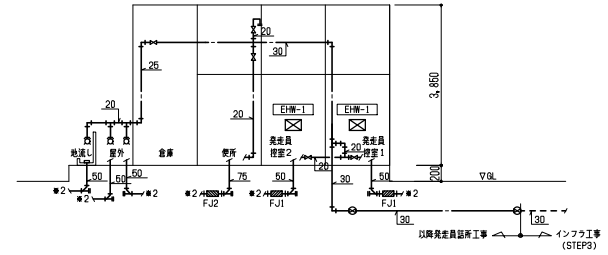
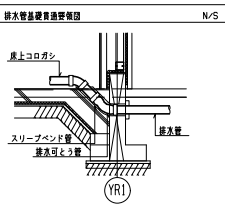
記号	ゴム製可とう伸縮継手	サイズ	数量
FJ1	許容変位量:100mm	50	2
FJ2	許容変位量:100mm	75	1
地中埋設機(給水マーク付)			
埋設テープ、W=150			
1式			

発注品目録  
 注) 1. 図中の#1は排水管差違費適要領図参照。  
 2. ●は地中埋設機(給水マーク付)を示す。

■発注品目録系統図

■ 樹リスト

番号	名称	規格	実 樹深さ mm	地盤高 設計GL TP+ m	管底高 TP+ m	埋深 制約距離 m	管径 mm	配管 勾配	工事区分 発注品目録 インフラ	備考
01	塩ビ製トラップ機	200#	300	6.05	5.75	-	100	防臭蓋T-2	●	
02	塩ビ製インバート機	200#	330	6.05	5.72	0.7	100	*	●	
03	塩ビ製インバート機	200#	360	6.05	5.69	0.7	100	*	●	
04	塩ビ製インバート機	200#	420	6.05	5.63	3.5	100	*	●	
05	塩ビ製インバート機	200#	470	6.05	5.58	2.6	100	*	●	
06	塩ビ製インバート機	200#	580	6.05	5.47	8.6	100	*	●	
07	塩ビ製インバート機	200#	620	6.05	5.43	1.3	100	*	●	
08	塩ビ製インバート機	200#	700	6.05	5.35	5.1	100	*	●	
09	塩ビ製ドロップ機	200#	820	6.05	5.23	2.5	100	*	●	
10	既存インバート機 (インバート継ぎ)	500#	850	6.09	5.24	0.9	MHA450	1/100	●	発注品目録所排水管継ぎ



注) 1. 図中の#2は以降排水へ接続を示す。

■発注品目録 衛生機器表

EHW-1 電気温水器(兼用)	
型式	貯湯式 床置型(先止式) 設定温度可変型、自動給排水機能付
貯湯量	6 L
動力	1φ100V-1.1kW
付属品	標準付属品一式 減圧弁、ウィークリタイマー、 膨張水排出装置
設置場所	1階発注品目録控室1、発注品目録控室2
台数	2台
特記事項 (1) 電源周波数は 50 Hz とする。 (2) 湯水時15kgを超える温水器については平成24年国土交通省告示第147号告示 建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」に基づき転倒防止措置を行う。	

■発注品目録 衛生器具表

記号	器具名	参考型番 TOTO	参考型番 LIXIL	備			備考		
				発注品目録 計	発注品目録 計	発注品目録 計			
＜大便器＞									
G-1	共用トイレ用 (標準型)フロアタンクウォッシュレット(貯湯式)付ふた有り (AG100V 318W)	GS578P	床置型排水大便器、SFS09A (ロータンク/手洗い付) TFS307(ウォッシュレット)付ふた有り/給付リモコン(暖房装置付) YH/1(贈付二連航器)	BC-Z30P	床置型排水大便器、DT Z300 (ロータンク/手洗い付) 0W-3011-10(ウォッシュレット)付ふた有り/給付リモコン(暖房装置付) 0F-63HS1 (贈付二連航器)	1	1		
＜水栓＞									
T-1	シングルレバー混合水栓	TKS05301J		SP-MM206Y		1	1	2	
T-2	洗濯用水栓	TW11R		LF-WJ500QA			2	2	
T-3	排水栓	I28AAH12	カップリング付	LF-1B-12-CV	カップリング付		1	1	

特記事項  
 (1) 給水条件:器具は給水(トラップ付)とし、排水深50mm以上とする。  
 (2) 衛生器具設置に必要な部品は一式付属とする。  
 (3) 器具の形式・付属品は参考とし、同等品以上とする。  
 (4) 洗浄便座リモコンの設置に留意。  
 (5) フロアタンクSW及びウォッシュレット本体〜リモコン間の送り配線は本工事とする。

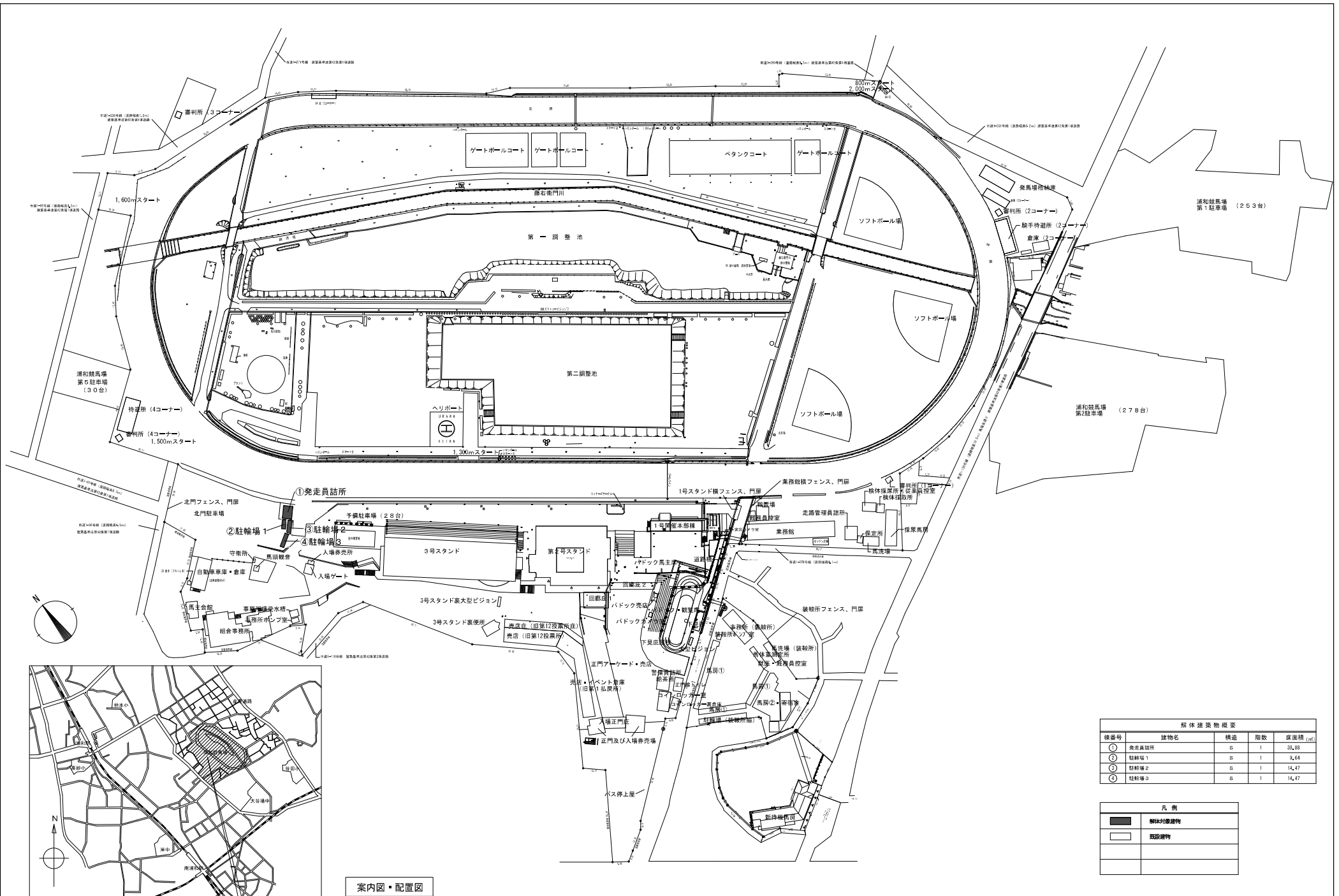
# 浦和競馬場発走員詰所建築解体工事

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
A-01	特記仕様書(解体その1)	NONE
A-02	特記仕様書(改修その2)	NONE
A-03	案内図・配遊図	1/1,000
A-04	仮設計画図【参考図】	1/100
A-05	発走員詰所 仕上表	NONE
A-06	発走員詰所 平面図・立面図・基礎伏図	1/20・1/100
A-07	発走員詰所 短計図	1/20
A-08	駐輪場1・2・3 平面図・立面図・短計図・立面図	1/30・1/50
A-09	外構図・外構詳細図	1/10・1/20・1/30・1/200



<p>3 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>特別管理産業廃棄物の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭石類等</li> <li>・PCBを含む機器類</li> <li>・PCB含有シーリング材</li> <li>・廃油</li> <li>・廃酸/廃アルカリ</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul> <p>処理施設</p> <p>・監視と協議</p> <p>4 PCBを含む機器類</p> <p>引渡しを要する機器類</p> <p>5 PCB含有シリング材</p> <p>除去処理工事</p> <p>※指示</p> <p>除去方法</p> <p>・「構築工事要領書（日本シーリング工業協会同組合会/日本シーリング材工業会）」による。</p> <p>6 ダイオキシン類</p> <p>廃棄物の焼却施設の解体</p> <p>解体方法</p> <p>処分方法</p>	<p>特別管理産業廃棄物の種類</p> <p>備考</p> <p>分析による石綿含有建材の調査</p> <p>分析対象</p> <p>アモサイト、クリソタイト、クロソライト、アクチノライト、アンソサイト、トレスサイト</p> <p>分析方法</p> <table border="1"> <tr> <td>材 料 名</td> <td>定性分析方法</td> <td>定量分析方法</td> </tr> <tr> <td>・アゾライト(塵埃)</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> </table> <p>サンプル数</p> <p>1箇所あたり3サンプル</p> <p>吹付け材及び保温材等は</p> <p>※1.0cm<sup>2</sup>/箇所</p> <p>吹付け材等は</p> <p>※1.0cm<sup>2</sup>/箇所</p> <p>採取箇所</p> <p>・指示</p> <p>分析結果については監督員に提出すること。</p>	材 料 名	定性分析方法	定量分析方法	・アゾライト(塵埃)	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	<p>8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理</p> <p>除去処理対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> <li>・指示</li> <li>・指示</li> <li>・埋立処分（安定型最終処分場）</li> </ul> <p>除去対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣施設及び隣官舎への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議すること。</li> </ul> <p>9 その他</p>	<p>7 施工調査</p> <p>分析調査を行う特殊な建設副産物の種類</p> <p>採取する部位・箇所数</p> <p>備考</p> <table border="1"> <tr> <td>部 位</td> <td>・指示</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・箇所</td> </tr> <tr> <td>部 位</td> <td>・指示</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・箇所</td> </tr> <tr> <td>部 位</td> <td>・指示</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・箇所</td> </tr> <tr> <td>部 位</td> <td>・指示</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・箇所</td> </tr> </table> <p>回収及び処分</p> <p>回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン（冷媒）</li> <li>・建材用断熱材フロン</li> <li>・ハロン</li> <li>・イオ化式感知器</li> <li>・ガス化装置（360）ガス</li> <li>・P.F.O.S（水処理）（40）ガス</li> <li>・特定化学物質</li> <li>・その他の特殊な建設副産物</li> </ul> <p>回収又は処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備員による</li> </ul>	部 位	・指示	箇所数	・箇所	部 位	・指示	箇所数	・箇所	部 位	・指示	箇所数	・箇所	部 位	・指示	箇所数	・箇所	<p>（写真撮影）</p> <p>1 事前調査に際する建築物の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影したものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることのできるものとする。撮影対象箇所を指示簿等より指示し、次の事項を明示した撮影等と同時に撮影する。</p> <p>（1）撮影箇所、建築物及び撮影所有者の氏名</p> <p>（2）構内名及び構内の程度（計測）</p> <p>（3）撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>（事後調査）</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建築物について、構造箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷状況及び修繕の調査を行うものとする。</p> <p>2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となつたものについては、一般的事項調査を行ったうえで構造箇所の調査を行うものとする。</p> <p>講習の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>（事前調査書及び図面）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調査区域位置図</li> <li>調査区域位置図</li> <li>建物等調査一覧表</li> <li>建物等調査書（平面図・立面図等）</li> <li>写真撮影簿</li> <li>写真集</li> </ol> <p>（事前調査書及び図面の作成）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</li> <li>調査区域平面図は、調査区域内の建築物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は検査単位ごとに作成するものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査を実施した建物については、建築物等調査一覧表で付した建物番号及び建築物番号を記し、建築物の構造に区分し、建築物の外観（内観）を写し取る。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</li> <li>2 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。</li> </ol> </li> <li>建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建築物等について調査箇所、建築物番号（同一所有者が2棟以上の建築物を所有している場合は建築物の所在及び併用、所有者並びに建築物の概要等必要な事項）を記入する。</li> <li>建物等調査書（平面図・立面図等）は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建築物ごとに次により作成するものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建築物の平面図、各種設備及び配管の配置を記入する。</li> <li>2 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）を作成し、外観の電気等の構造位置を記入する。</li> <li>3 その他調査項目（基礎状況、屋根状況及び開口部）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められる箇所については、スケッチによる調査図を作成する。</li> <li>4 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により簡略に準じて作成する。</li> </ol> </li> <li>建物等調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建築物ごとに建築物の所有者、建築物の構造、名称（名称）、修繕の状況等を記入して作成し、修繕の状況については、事前調査結果に修繕（漏洩、沈下、斜め等）及び各種（高さ及び箇所数）を記載する。</li> <li>写真は、撮影したものをカラーサービス製で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</li> </ol> <p>（事後調査書の作成）</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建築物の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び内部リスト等 ※指示による（ ）</p> <p>※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う※（外部）の調査は、足場等を設置せず、近所からの目視により行う。</p>
材 料 名	定性分析方法	定量分析方法																																				
・アゾライト(塵埃)	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
部 位	・指示																																					
箇所数	・箇所																																					
部 位	・指示																																					
箇所数	・箇所																																					
部 位	・指示																																					
箇所数	・箇所																																					
部 位	・指示																																					
箇所数	・箇所																																					
<p>6 石綿含有建材の事前調査</p> <p>工事着手に先立ち、目視及び算出する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。</p> <p>調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>算出資料</p>	<p>2 石綿含有分析調査</p> <p>分析による石綿含有建材の調査</p> <p>分析対象</p> <p>アモサイト、クリソタイト、クロソライト、アクチノライト、アンソサイト、トレスサイト</p> <p>分析方法</p> <table border="1"> <tr> <td>材 料 名</td> <td>定性分析方法</td> <td>定量分析方法</td> </tr> <tr> <td>・アゾライト(塵埃)</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※ 塵所</td> <td>※ 塵所</td> </tr> </table> <p>サンプル数</p> <p>1箇所あたり3サンプル</p> <p>吹付け材及び保温材等は</p> <p>※1.0cm<sup>2</sup>/箇所</p> <p>吹付け材等は</p> <p>※1.0cm<sup>2</sup>/箇所</p> <p>採取箇所</p> <p>・指示</p> <p>分析結果については監督員に提出すること。</p>	材 料 名	定性分析方法	定量分析方法	・アゾライト(塵埃)	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	・	※ 塵所	※ 塵所	<p>9 周辺建築物等調査</p> <p>（調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</li> <li>（一般的な事項調査）</li> <li>事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存在する建築物等につき、建築物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の敷地ごとに建築物（主たる工作物）の敷地内での位置関係</li> <li>2 建築物ごとに築年による開閉時期及び立面</li> <li>3 建築物等の所在地及び地階並びに所有者の氏名及び住居環境調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて近隣住民等の関係者の協力により調査を行う。</li> <li>4 その他調査書の作成に必要な事項</li> </ol> </li> <li>（事前調査）</li> <li>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建築物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>二 階部</li> <li>二 階部</li> <li>開口部</li> <li>五 天井</li> <li>六 内壁</li> <li>外壁</li> <li>八 屋根</li> <li>六 内張り</li> </ol> </li> <li>2 建築物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物の両方向を水準測量又は傾斜計等で行う。この場合にいて、水準測量の基準となるため、両方向のおよそのい原状面を定めて併せて計測を行う。       <ol style="list-style-type: none"> <li>二 コアドリブ希薄部に傾斜が生じているときは、建築物の外周について、発生箇所及び状況（傾斜、変位）を計測する。</li> <li>二 基礎のモルタル塗り部分に傾斜又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（変位）を計測する。</li> </ol> </li> <li>3 傾斜（傾斜及び沈下）に傾斜が生じているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 傾斜として、当該建築物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建築物中央部の柱を全てで3箇所計測する。</li> <li>二 柱の傾斜の計測位置は、壁面より二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。</li> <li>三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</li> <li>四 計測の単位は、1メートルとする。</li> <li>四 開口部（建具等）に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原則として、当該建築物で傾斜不良となっている敷居を調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所計測し、全ての居室の傾斜を計測する。</li> <li>二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最長点とする。</li> <li>三 傾斜の傾斜が零から計れないもの、又は傾斜計不能及び傾斜不良が生じているものは、その程度と数値を調査するものとする。</li> <li>四 計測の単位はミリメートルとする。</li> </ol> </li> <li>五 床に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 各居室等の各部屋（敷居を除く。）について、発泡スチロールで覆った二方向の傾斜を計測する。</li> <li>二 傾斜は柱又は窓枠及び壁との隙間、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（傾斜、変位）を計測する。</li> <li>三 測定は、床、天井、壁、床、壁等の傾斜を計測する。</li> <li>四 計測の単位は、傾斜についてはミリメートルとする。</li> <li>五 傾斜が一面に多数発生している場合にはその状況をスケッチするとともに、壁面に両方向の生じている傾斜等、その状況、変位の計測を行うものとする。</li> <li>六 外壁に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 四方方向の立面に生じている傾斜等の数値、形状等をスケッチするとともに、一方方向の最大傾斜を2箇所計測して計測する。</li> <li>二 計測の単位は、傾斜についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</li> </ol> </li> <li>七 屋根（床、雨樋を含む。）に傾斜又は傾斜不良が発生しているときは、当該建築物の屋根図を作成し、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 傾斜は傾斜計を用いて、その傾斜を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、傾斜計についてはミリメートルとする。</li> </ol> </li> <li>八 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に傾斜、破損、漏水が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁面のタイル処理に傾斜、割損、目地割れ等が生じているときは、すべての箇所を計測する。</li> <li>二 浴槽、排水などの配管に破損、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</li> </ol> </li> <li>九 外壁（浮き、コアドリブ等）に傾斜が生じているときは、その状況を調査する。傾斜等の傾斜（傾斜）に傾斜が生じている場合は、傾斜計を用いて、その傾斜を計測するものとする。この場合において、必要に応じて、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</li> </ol> </li> </ol> </li></ol>	<p>2 調査対象範囲</p> <p>（事後調査書の作成）</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建築物の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び内部リスト等 ※指示による（ ）</p> <p>※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う※（外部）の調査は、足場等を設置せず、近所からの目視により行う。</p>	<p>9 ①解体工事全般</p> <p>①基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を崩さないよう慎重に施工すること。</p> <p>②大土留へ一部使用する場合、必要な地耐力が確保されるよう必要な養生を行うこと。</p> <p>③大工間に掘削した位置構造、換気等必ず設けなければならない。</p>																
材 料 名	定性分析方法	定量分析方法																																				
・アゾライト(塵埃)	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
・	※ 塵所	※ 塵所																																				
<p>7 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>石綿含有建材の事前調査</p> <p>工事着手に先立ち、目視及び算出する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。</p> <p>調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>算出資料</p>	<p>3 石綿含有吹付け材等の除去（レベル1）</p> <p>除去の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>※[1.3]による</p> <p>除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※密封処理</li> <li>※湿潤化</li> <li>※セントロ固化</li> </ul> <p>除去した石綿含有吹付け材等の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立処分（管理型最終処分場）</li> <li>・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）</li> </ul> <p>5 石綿含有保温材等の除去（レベル2）</p> <p>除去の方法</p> <p>※[1.4](2)～(5)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）</p> <p>除去対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>※[1.3]による（修繕、劣化等で石綿粉塵を発生させるおそれがある場合）</p> <p>除去対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>除去した石綿含有保温材等の飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※密封処理</li> <li>※湿潤化</li> <li>※セントロ固化</li> </ul> <p>除去した石綿含有保温材等の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立処分（管理型最終処分場）</li> <li>・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）</li> </ul> <p>6 石綿含有成形板の除去（レベル3）</p> <p>除去対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>除去した石綿含有成形板の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有セメント系</li> <li>※埋立処分（管理型最終処分場）</li> <li>・石綿含有セメント系を除く石綿含有成形板</li> <li>・埋立処分（管理型最終処分場）</li> <li>・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）</li> </ul> <p>7 石綿含有建築用土上建材等の除去</p> <p>除去対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示</li> </ul> <p>工前工事の仮設養生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行わない</li> </ul> <p>除去方法</p> <p>除去した石綿含有建築用土上建材等の飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※密封処理</li> <li>※湿潤化</li> <li>※セントロ固化</li> </ul> <p>除去した石綿含有建築用土上建材等の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立処分（管理型最終処分場）</li> <li>・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）</li> </ul>	<p>8 周辺建築物等調査</p> <p>（調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</li> <li>（一般的な事項調査）</li> <li>事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存在する建築物等につき、建築物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の敷地ごとに建築物（主たる工作物）の敷地内での位置関係</li> <li>2 建築物ごとに築年による開閉時期及び立面</li> <li>3 建築物等の所在地及び地階並びに所有者の氏名及び住居環境調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて近隣住民等の関係者の協力により調査を行う。</li> <li>4 その他調査書の作成に必要な事項</li> </ol> </li> <li>（事前調査）</li> <li>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建築物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>二 階部</li> <li>二 階部</li> <li>開口部</li> <li>五 天井</li> <li>六 内壁</li> <li>外壁</li> <li>八 屋根</li> <li>六 内張り</li> </ol> </li> <li>2 建築物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物の両方向を水準測量又は傾斜計等で行う。この場合にいて、水準測量の基準となるため、両方向のおよそのい原状面を定めて併せて計測を行う。       <ol style="list-style-type: none"> <li>二 コアドリブ希薄部に傾斜が生じているときは、建築物の外周について、発生箇所及び状況（傾斜、変位）を計測する。</li> <li>二 基礎のモルタル塗り部分に傾斜又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（変位）を計測する。</li> </ol> </li> <li>3 傾斜（傾斜及び沈下）に傾斜が生じているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 傾斜として、当該建築物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建築物中央部の柱を全てで3箇所計測する。</li> <li>二 柱の傾斜の計測位置は、壁面より二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。</li> <li>三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</li> <li>四 計測の単位は、1メートルとする。</li> <li>四 開口部（建具等）に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原則として、当該建築物で傾斜不良となっている敷居を調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所計測し、全ての居室の傾斜を計測する。</li> <li>二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最長点とする。</li> <li>三 傾斜の傾斜が零から計れないもの、又は傾斜計不能及び傾斜不良が生じているものは、その程度と数値を調査するものとする。</li> <li>四 計測の単位はミリメートルとする。</li> </ol> </li> <li>五 床に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 各居室等の各部屋（敷居を除く。）について、発泡スチロールで覆った二方向の傾斜を計測する。</li> <li>二 傾斜は柱又は窓枠及び壁との隙間、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（傾斜、変位）を計測する。</li> <li>三 測定は、床、天井、壁、床、壁等の傾斜を計測する。</li> <li>四 計測の単位は、傾斜についてはミリメートルとする。</li> <li>五 傾斜が一面に多数発生している場合にはその状況をスケッチするとともに、壁面に両方向の生じている傾斜等、その状況、変位の計測を行うものとする。</li> <li>六 外壁に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 四方方向の立面に生じている傾斜等の数値、形状等をスケッチするとともに、一方方向の最大傾斜を2箇所計測して計測する。</li> <li>二 計測の単位は、傾斜についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</li> </ol> </li> <li>七 屋根（床、雨樋を含む。）に傾斜又は傾斜不良が発生しているときは、当該建築物の屋根図を作成し、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 傾斜は傾斜計を用いて、その傾斜を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、傾斜計についてはミリメートルとする。</li> </ol> </li> <li>八 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に傾斜、破損、漏水が発生しているときは、次の調査を行うものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁面のタイル処理に傾斜、割損、目地割れ等が生じているときは、すべての箇所を計測する。</li> <li>二 浴槽、排水などの配管に破損、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</li> <li>九 外壁（浮き、コアドリブ等）に傾斜が生じているときは、その状況を調査する。傾斜等の傾斜（傾斜）に傾斜が生じている場合は、傾斜計を用いて、その傾斜を計測するものとする。この場合において、必要に応じて、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li></ol>	<p>2 調査対象範囲</p> <p>（事後調査書の作成）</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建築物の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び内部リスト等 ※指示による（ ）</p> <p>※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う※（外部）の調査は、足場等を設置せず、近所からの目視により行う。</p>	<p>9 ①解体工事全般</p> <p>①基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を崩さないよう慎重に施工すること。</p> <p>②大土留へ一部使用する場合、必要な地耐力が確保されるよう必要な養生を行うこと。</p> <p>③大工間に掘削した位置構造、換気等必ず設けなければならない。</p>																																		
<p>株式会社 共同設計社</p> <p>代表取締役社長 池田 隆夫</p> <p>代表取締役 池田 隆夫</p> <p>代表取締役 池田 隆夫</p>	<p>代表 設計 監理</p>	<p>埼玉 浦和競馬組合</p>	<p>代表 技術委員 千葉 主査 担当</p> <p>代表 飛塚 中里 岩崎 矢島 矢島</p> <p>代表 浦和競馬組合 代表 飛塚 中里 岩崎 矢島 矢島</p>																																			





案内図・配置図

躯体建築物概要				
棟番号	建物名	構造	階数	床面積 (㎡)
①	発走員詰所	S	1	33.03
②	駐輪場1	S	1	3.64
③	駐輪場2	S	1	14.47
④	駐輪場3	S	1	14.47

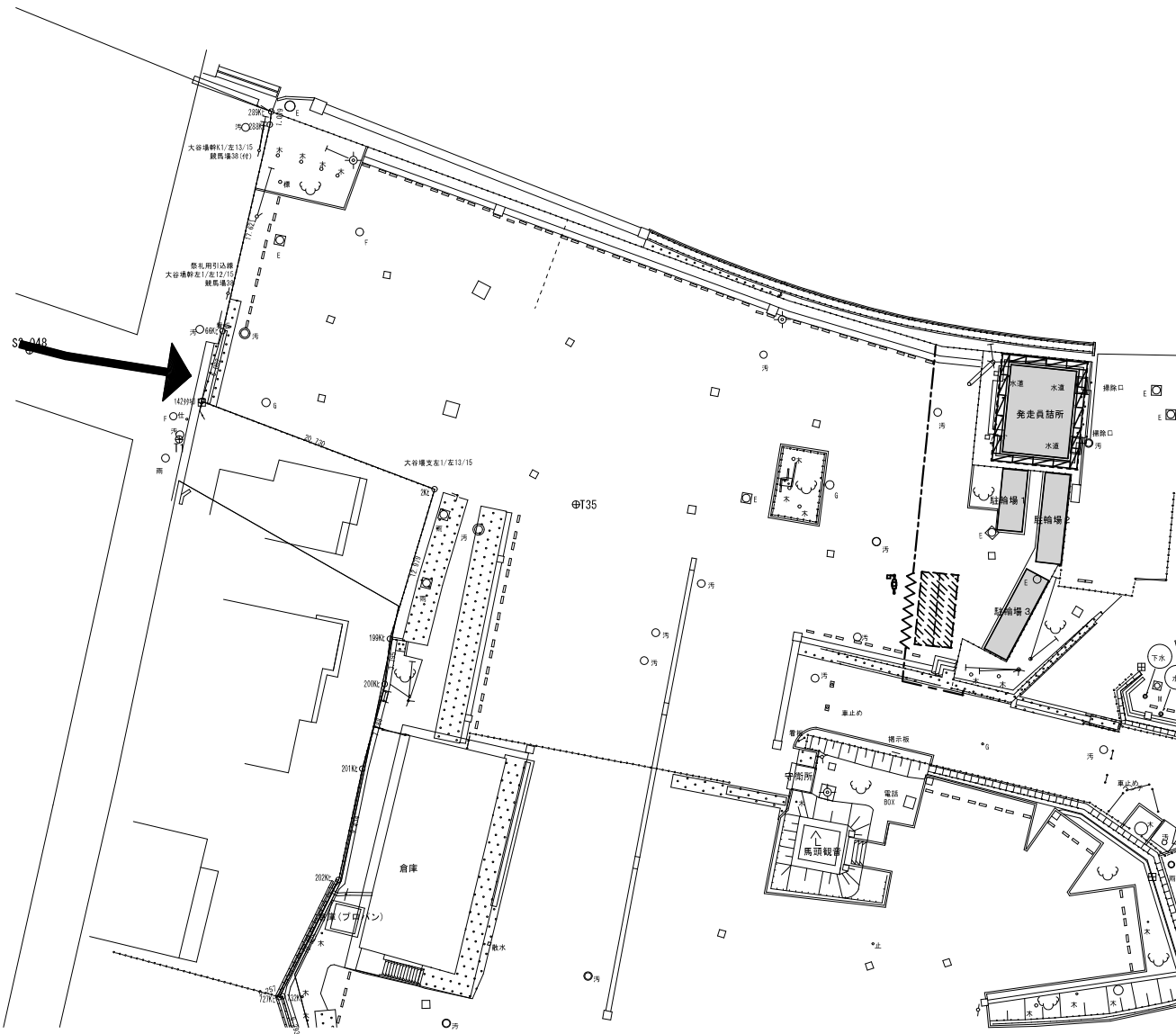
凡例	
	解体対象建物
	既設建物

課長	技術者	主任	主査	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

株式会社 共同設計社  
 1級建築士事務所 • 1級建築士大臣登録第107401号 栗井 俊 明

設計年月日	2021年10月08日	企画	設計	製図
変更年月日				

工事名称	浦和競馬場発走員詰所建築工事	図面番号	A - 03
図面名称	案内図・配置図	縮尺	A1: 1/1000 (A3: 1/2000)



【注 記】

1. 仮設計面図は、各種仮設材の設置位置及び期間等については、実際の工事時点での現場状況によると共に監督員と協議の上、施工計画書を作成して承諾を得ること。
2. 仮設工事以外の部分を破壊等させた場合、請負者の負担で復旧すること。
3. 既存発走員詰所、駐輪場を解体後に発走員詰所新築工事を行うこと。



凡 例	
	解体対象建物
	敷設枚数 1.524×6.096×22
	径厚い 3.000H
	シートゲート 6.000H×4.500H
	砂留又は標準ですり先行方式 600H (設置シート)
	工事車預進入路
	交通整理員

課長	技術責任	主任	主任	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

**株式会社 共同設計社**  
1級建築士事務所 1級建築士大臣登録第107401号 業 田 設 計

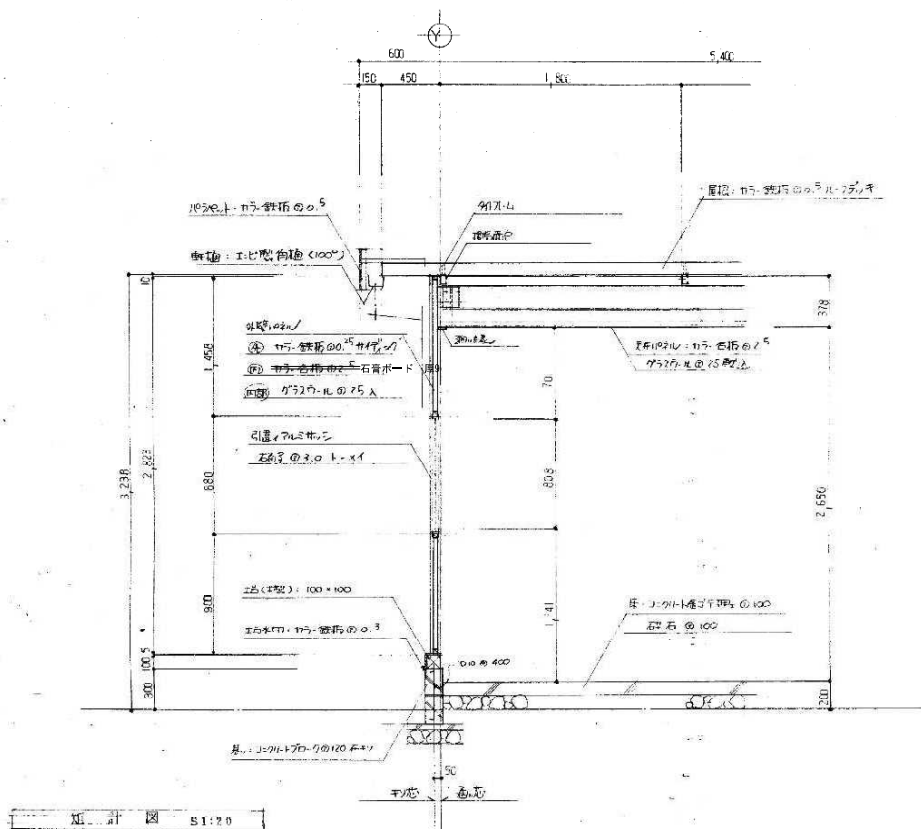
設計年月日	2021年10月08日	変更	設計	製図
変更年月日				

工事名称	酒和競馬場発走員詰所建築解体工事
図面名称	仮設計面図【参考図】

図番	A - 04
縮尺	A1 : 1/200 (A3 : 1/400)

設計概要				室内仕上表							
一般事項	工事名称	建設種別	建築種別	階名	床	巾木	H	壁	天井	H	備考
一般事項	工事名称 浦和競馬場発走員詰所新築工事	建設種別 新築	建築種別 その他指定								
	建築場所 浦和										
	地域指定 用途指定 防火指定										
建物概要	規模 階数 建築面積	最高軒高 延床面積	最高高さ 延床面積								
	5.40 × 7.20 × 0.480 × 4.20 × 2 = 42.912 ㎡	7.730 38.88 ㎡	7.430 38.88 ㎡								
構造概要	基礎形式 階部	構造種別	地耐力								
	コンクリート①(120 Z片換りF) 軽量鉄骨造		3.0 30cm (60 Z片換り)								
	内部構造 床		間仕切								
	床 150×90×100 60 60 100		70×100×10 2#95 × 2#27×100×25 型								
外部仕上	屋根 外壁										
	ガラス-鉄板 0.5 10-7 20キ										
	外壁 外装100% ① ガラス-鉄板 0.5 10-7 20キ ② ガラス-鉄板 0.5 ③ ガラス-鉄板 0.5										
開口部	窓										
	引違い 引違い 引違い										
	1679 × 1312 1600 × 800										
装	エポキシ樹脂 (φ100) 50 型材 (φ60)										
板金金物	上向き 100×100										
装	鉛管 鉛管										
施工	スラブ 100 100										
備考	詳細計算										
	室名	必要面積	有効面積	室名	必要面積	有効面積					





課長	技術部長	主任	主査	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

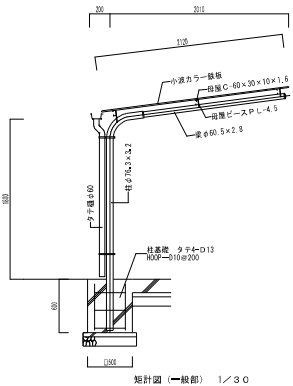


株式会社 共同設計社

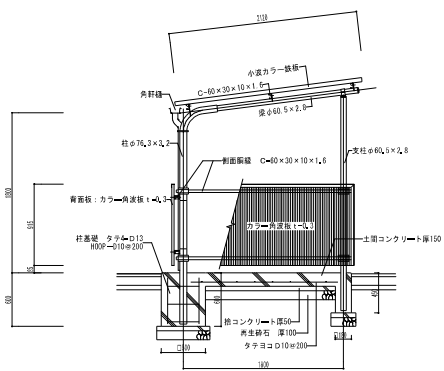
1 級建築士事務所 〒107-4011 東京都港区赤坂 1-7-4 01号 豊田 敬明

設計年月日	2021年10月08日	企画	設計	監画
変更年月日				

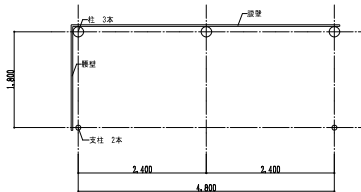
工事名称	浦和競馬場発走員詰所建築工事	図番番号	A - 07
図番名称	発走員詰所 矩計図	縮尺	A1 : 1/20 (A3 : 1/40)



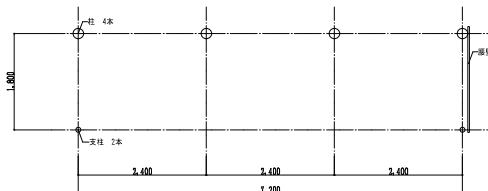
矩計図 (一般部) 1/30



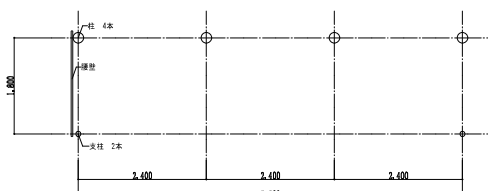
矩計図 (支柱部) 1/30



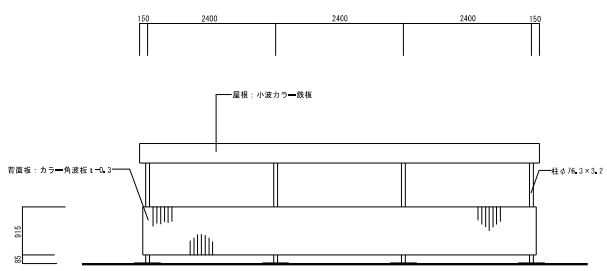
駐輪場1柱キープラン 1/50



駐輪場2 柱キープラン 1/50



駐輪場3 柱キープラン 1/50



駐輪場立面図 1/50

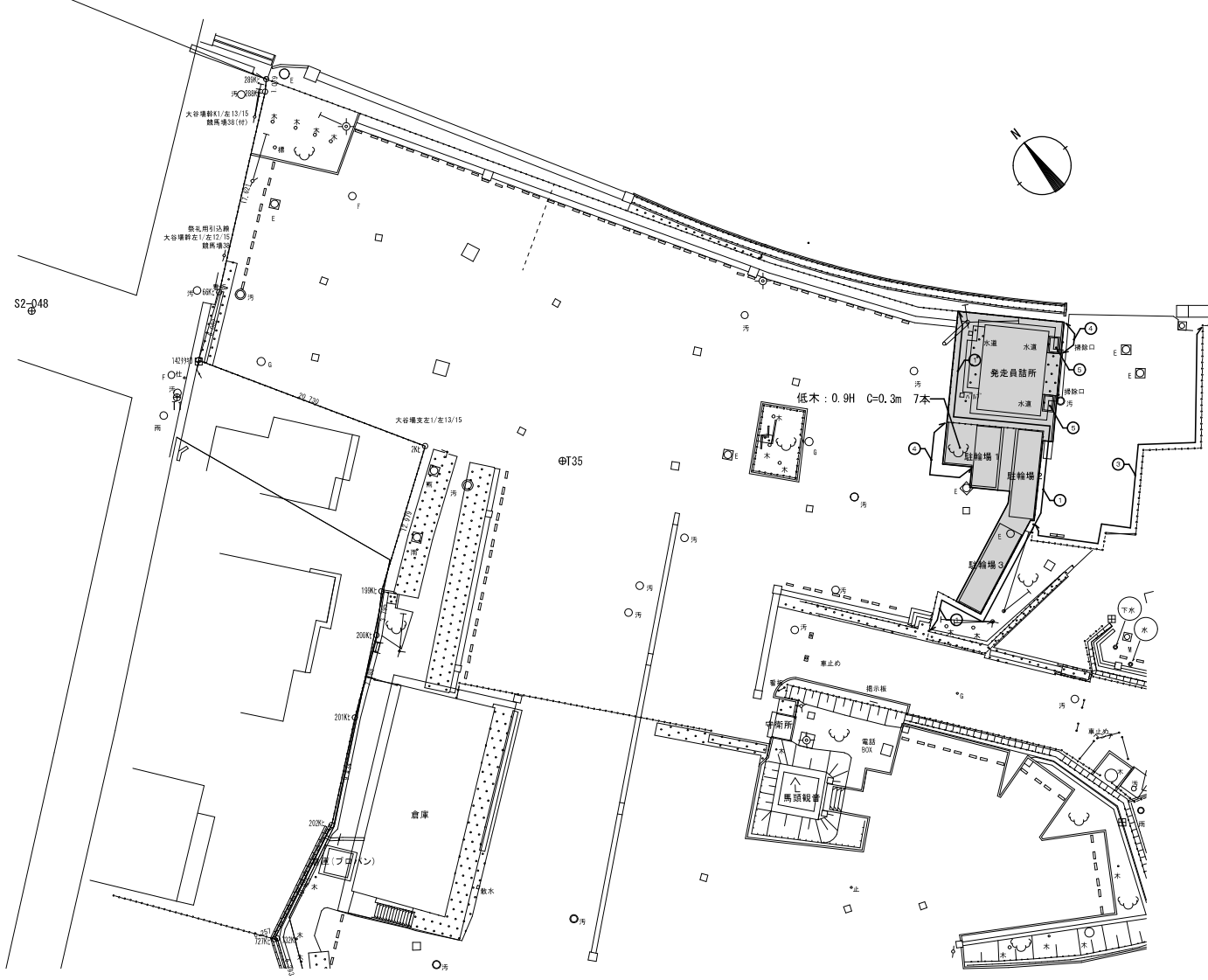
課長	技術者	主査	主査	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

株式会社 共同設計社  
 1 級建築士事務所 1 級建築士大図登録第 107401 号 栗田 政明

設計年月日	2021年10月08日	企画	設計	監画
変更年月日				

工事名称	浦和競馬場発走員詰所建築工事
図面名称	駐輪場1・2・3 柱キープラン・立面図・矩計図

図番番号	A - 08
縮尺	A1: 1/30・1/50 A3: 1/60・1/100

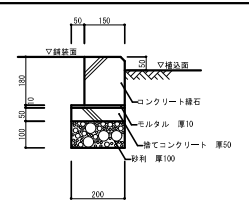


低木: 0.9H C=0.3m 7本

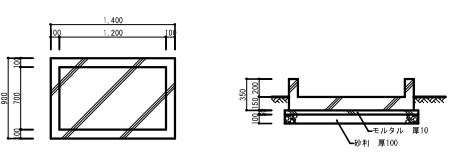
凡例	
○	フェンスA
◎	フェンスB
○	緑石
○	足洗場
■	解体後敷地範囲

【注記】  
 1. 図面の内容は、参考とし現場の状況優先とする。  
 2. 図面にない埋設物等があった場合は、監理員との協議すること。  
 3. 工事対象外の部分を破壊等させた場合は、請負者の負担で復旧すること。

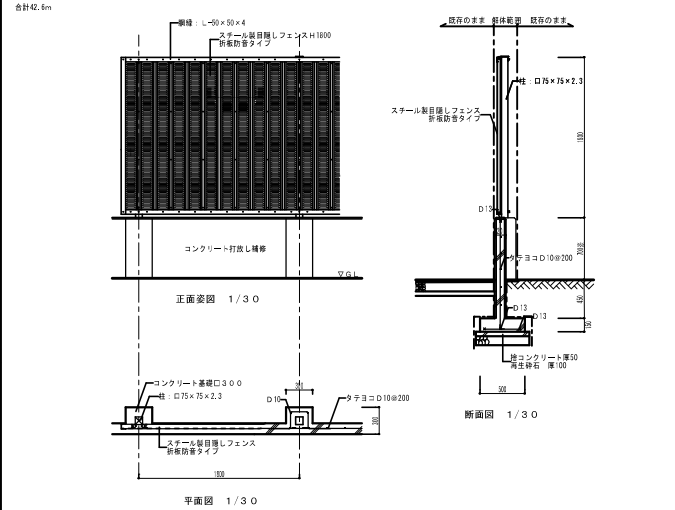
④ 緑石 詳細図 S=1/10



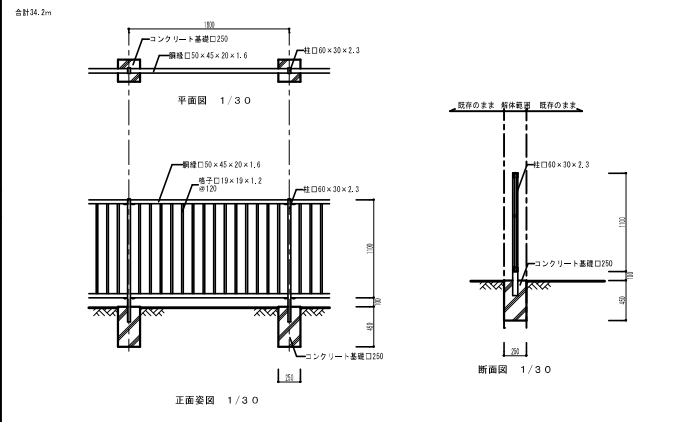
⑤ 足洗場 詳細図 S=1/30



① フェンスA 詳細図 S=1/30



③ フェンスC 詳細図 S=1/30



課長	技術者	主査	主査	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

株式会社 共同設計社  
 〒1 建築業士事務所 〒1 建築業士大臣登録第 107401号 業 田 設 計

工事名称: 浦和競馬場発走路所建築解体工事  
 図面6特: 外構図・外構詳細図  
 図面番号: A-09  
 縮尺: A1: 1/10-1/20-1/30-1/200  
 A3: 1/20-1/30-1/60-1/400

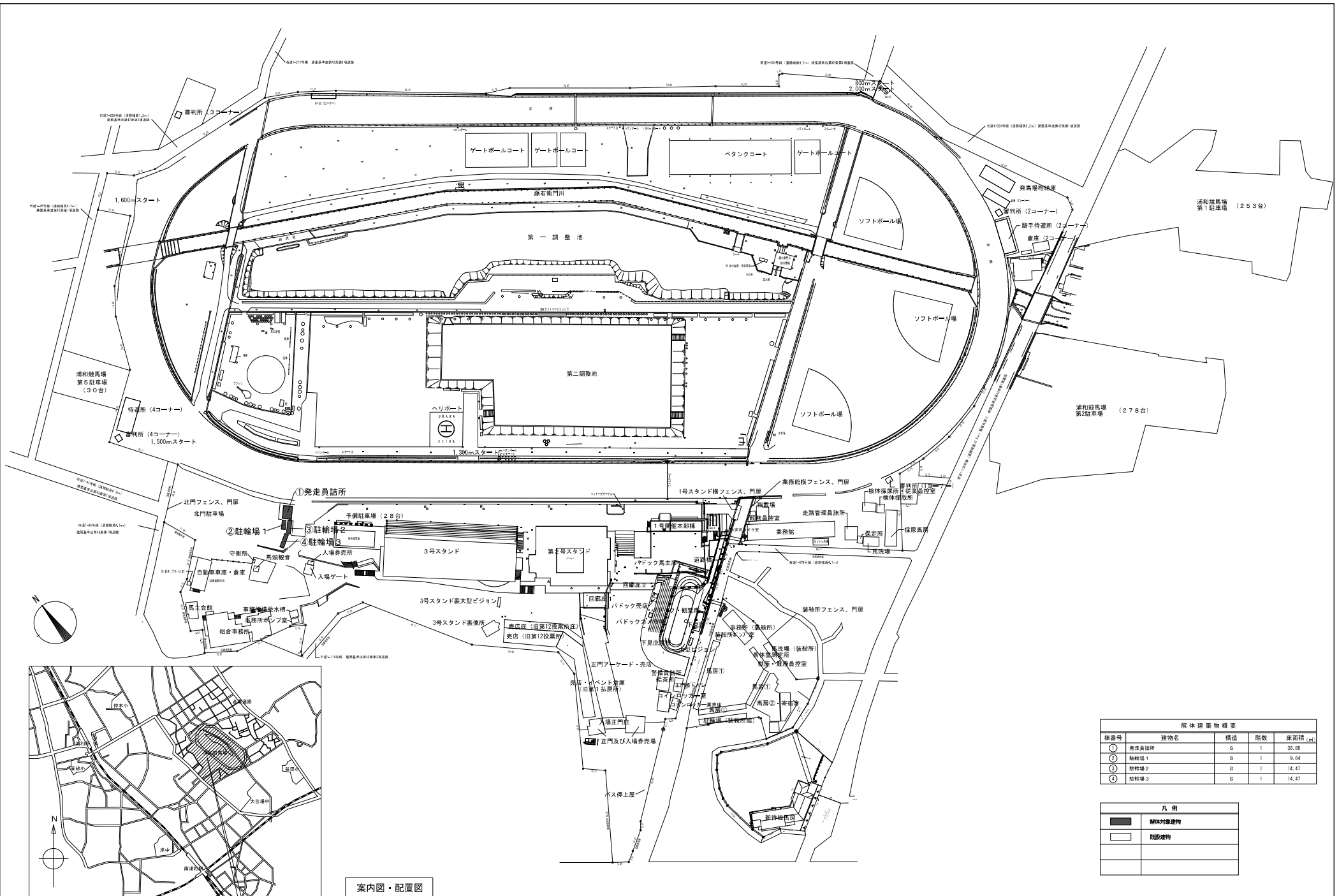
# 浦和競馬場発走員詰所電気設備工事

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(解体その1)	NONE
E-02	特記仕様書(改修その2)	NONE
E-03	案内図・配線図	1/250
E-04	発走員詰所 電気設備図	1/50
E-05	駐輪場1・2・3 電気設備図	1/50
E-06	外構 電気設備図	1/100










案内図・配置図

解体建築物概要				
棟番号	建物名	構造	階数	床面積 (㎡)
①	発走員詰所	S	1	38.88
②	駐輪場1	S	1	9.54
③	駐輪場2	S	1	14.47
④	駐輪場3	S	1	14.47

凡例	
	解体対象建物
	既設建物

工事箇所：浦和競馬場 陸上競技場及び大宮市南区大宮南一丁目05街区

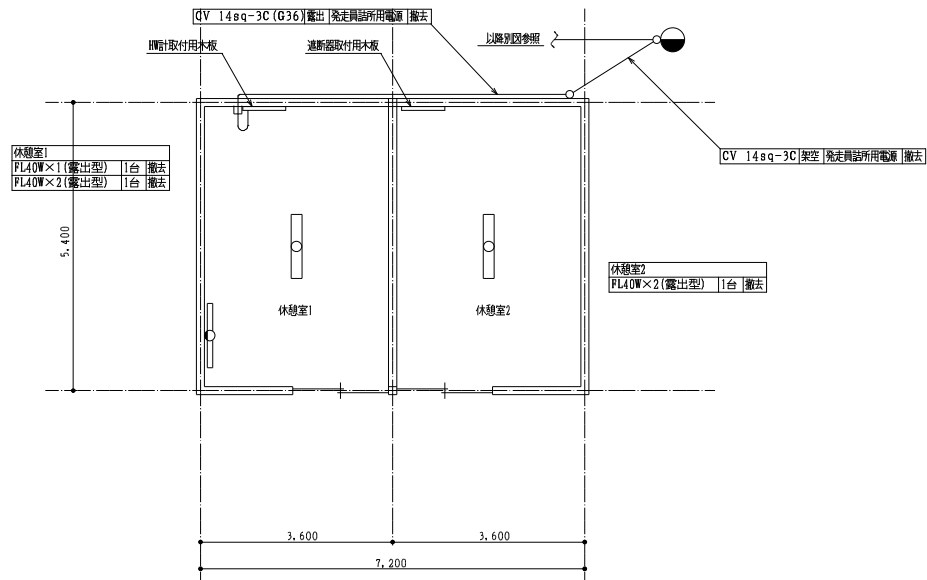
課長	技術者	主任	主任	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	岩崎


**株式会社 共同設計社**  
1級建築士事務所 ・ 1級建築士大臣登録第107401号 業 用 取 扱

設計年月日	2021年10月08日	企画	設計	製図
変更年月日				

工事名称	浦和競馬場発走員詰所電気設備工事
図面名称	案内図・配置図

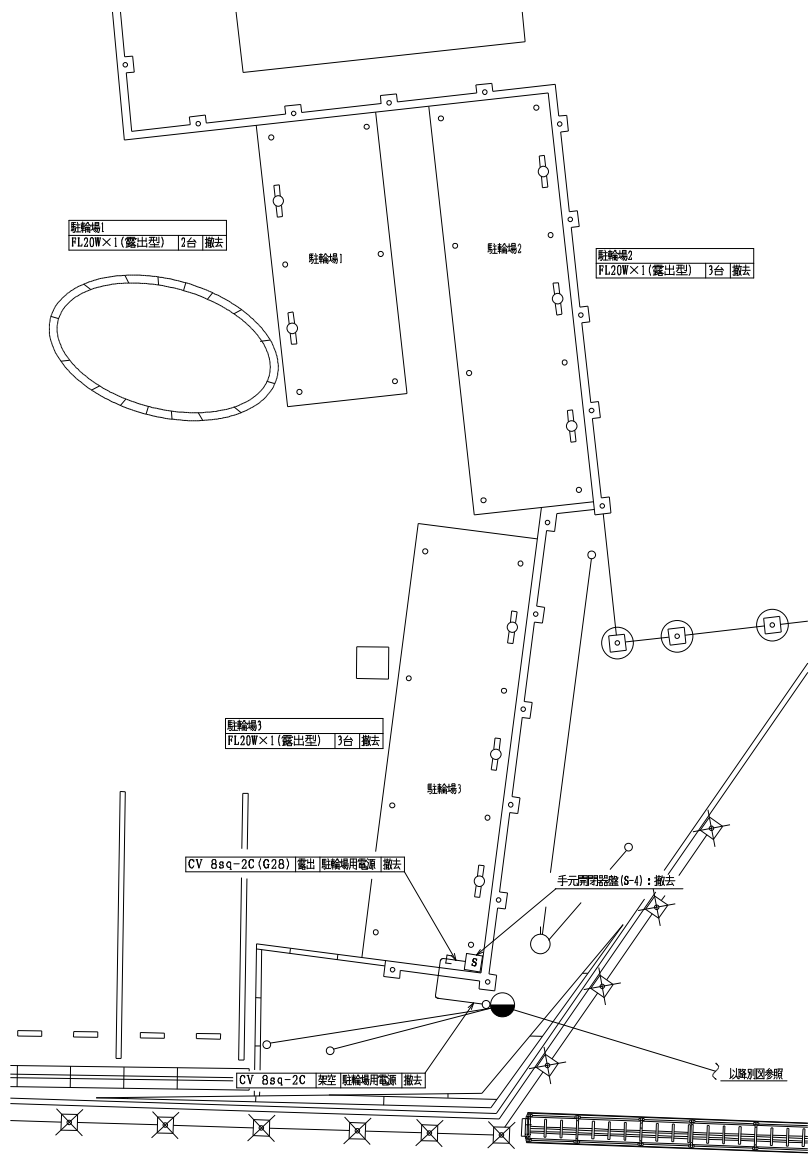
図面番号	E - 03
縮尺	A1 : 1/1000 (A3 : 1/2000)



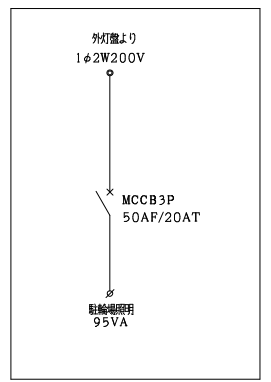
発走員詰所平面図 1 / 5 0

注記) 本工事は、発走員詰所電灯幹線及び照明器具の撤去を行うものである。  
手元開閉器盤2次側配線設備の撤去は、建物剛(建築工事)に含まれるものとする。

課長	技術参事	主任	主任	担当		 <b>株式会社共同設計社</b> <small>1 級建築士事務所 ・ 1 級建築士大塚豊幹 1 0 7 4 0 1 号 栗田 政明</small>	設計年月日	2021年10月08日	変更	設計	監製		工事名称	浦和競馬場発走員詰所電気設備工事	図面番号	E - 0 4
飛塚	中里	岩崎	矢島	岩崎			変更年月日						図面名称	発走員詰所 電気設備図	縮尺	A1 : 1/50 (A3 : 1/100)



駐輪場平面図 1/50



駐輪場手元開閉器盤 (S-4) 結線図

注記) 本工事は、駐輪場手元開閉器盤及び照明器具の撤去を行うものである。  
 又、手元開閉器盤1次側の撤去を行う。  
 手元開閉器盤2次側配線管等の撤去は、建物(建築工事)に含まれるものとする。

<table border="1"> <tr> <td>課長</td> <td>技術部長</td> <td>主任</td> <td>主任</td> <td>担当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛塚</td> <td>中里</td> <td>岩崎</td> <td>矢島</td> <td>岩崎</td> <td></td> </tr> </table>	課長	技術部長	主任	主任	担当		飛塚	中里	岩崎	矢島	岩崎		 <p>株式会社共同設計社  <small>1 級建築士事務所 ・ 1 級建築士大 阪 登 録 第 1 0 7 4 0 1 号 栗 田 政 明</small></p>	<table border="1"> <tr> <td>設計年月日</td> <td>2021年10月08日</td> <td>変更</td> <td></td> <td>設計</td> <td></td> <td>製図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設計年月日	2021年10月08日	変更		設計		製図		変更年月日								<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>浦和競馬場発走員詰所電気設備工事</td> <td>図番番号</td> <td>E - 05</td> </tr> <tr> <td>図面名称</td> <td>駐輪場 1・2・3 電気設備図</td> <td>縮尺</td> <td>A1 : 1/50 (A3 : 1/100)</td> </tr> </table>	工事名称	浦和競馬場発走員詰所電気設備工事	図番番号	E - 05	図面名称	駐輪場 1・2・3 電気設備図	縮尺	A1 : 1/50 (A3 : 1/100)
課長	技術部長	主任	主任	担当																																			
飛塚	中里	岩崎	矢島	岩崎																																			
設計年月日	2021年10月08日	変更		設計		製図																																	
変更年月日																																							
工事名称	浦和競馬場発走員詰所電気設備工事	図番番号	E - 05																																				
図面名称	駐輪場 1・2・3 電気設備図	縮尺	A1 : 1/50 (A3 : 1/100)																																				



図主	技術者名	承認	承認	担当	
飛塚	中里	岩崎	矢島	岩崎	


**株式会社 共同設計社**  
1 級建築士事務所 ・ 1 級建築士大図登録第 107401 号 栗田 政明

設計年月日	2021年10月08日	変更	設計	監画
変更年月日				

工事名称	浦和競馬場発走員待合所電気設備工事
図面名称	外構 電気設備図

図面番号	E - 06
縮尺	A1: 1/100 (A3: 1/200)

# 浦和競馬場発走員詰所機械設備工事

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
M - 01	特記仕様書 (躯体その1)	NONE
M - 02	特記仕様書 (躯体その2)	NONE
M - 03	案内図・配管図	1/1,000
M - 04	発走員詰所 空気調和設備 平面図	1/20・1/100

工事名: 浦和競馬場発走員詰所機械設備工事
特記仕様書
I 工事概要
1. 工事場所: 埼玉県さいたま市南区大谷塚一丁目8番42号 用途地域 第1種住居地域
2. 敷地面積: 147,940.54 ㎡
3. 工事種目 (建物概要): 発走員詰所 S造 地上1階建て 延べ面積 36.95 ㎡
駐輪場2 S造 地上1階建て 14.47 ㎡
駐輪場3 S造 地上1階建て 14.47 ㎡
合計 65.89 ㎡
4. 工事範囲: 上記建築物等の機械設備解体工事、その他外構に係る解体工事
5. 工期: 契約日から令和 年 月 日まで

II 解体工事仕様
1. 特記仕様書の表記
2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
3. 特記事項に記載の( )内の表示内容は、「埼玉県機械設備工事共同仕様書」の当該項目を示す。
4. 特記事項に記載の( )内の表示内容は、「建築物解体工事共同仕様書」の当該項目を示す。
5. 特記事項に記載の( )内の表示内容は、「公共建築物等事業者仕様書」の当該項目を示す。
6. 特記事項に記載の( )内の表示内容は、「公共建築物等事業者仕様書」の当該項目を示す。
7. 注は仕様書特記記載事項で、注意すべきものを示す。

表: 特記事項
1 通気基準等
2 官公署その他への届出手續等
3 条件明示事項
4 工事実施情報の登録
5 工事の記録
6 施工管理
7 電気保安技術者
8 施工条件

9 環境保全等
建設機械は、原則として、排出ガス対象型、低騒音型、低振動型を使用する。
10 引渡しを要するもの
11 近隣に対する周知
12 施工数量調査
13 技能士
14 完成図等
15 完成写真
16 建設CADデータの更新
17 現場管理
18 施工計画書の提出
19 建築物除却前の提出
20 再資源化等
21 再資源化等完了の報告と記録
22 廃棄物の処理
23 環境、安全対策
24 振動、騒音測定
25 隣接建物等調査
26 施工に注意を要する区域等
27 関係法令等の遵守
28 標識の提示
29 既存樹木の保存
30 下請業者の選定
31 下請業者の指導
32 その他

2 仮設工事
1 騒音・振り等の対策
2 足場その他
3 仮囲い等
4 工事概要案内板

5 監督員事務所等
6 仮設物
7 山留めの撤去
8 二車用水
9 二車用電力
10 火元責任者
11 交通誘導員
12 交通シイレ
13 その他

3 解体施工
1 浄化槽・排水槽等
2 杭の解体
3 屋外設備等
4 樹木等
5 地下埋設物・埋設設備
6 設備機器等
7 解体後の整地
8 一般事項

9 再資源化等 (再資源化及び給湯)
10 再資源化等 (再資源化及び給湯)
11 再資源化等 (再資源化及び給湯)
12 再資源化等 (再資源化及び給湯)

5 特殊短切時に発生する濁水の処理
6 解体後の処理
7 特別管理産業廃棄物の処理
8 特別管理産業廃棄物の処理
9 特別管理産業廃棄物の処理
10 特別管理産業廃棄物の処理

株式会社 共同設計社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-4-10 共同設計ビル

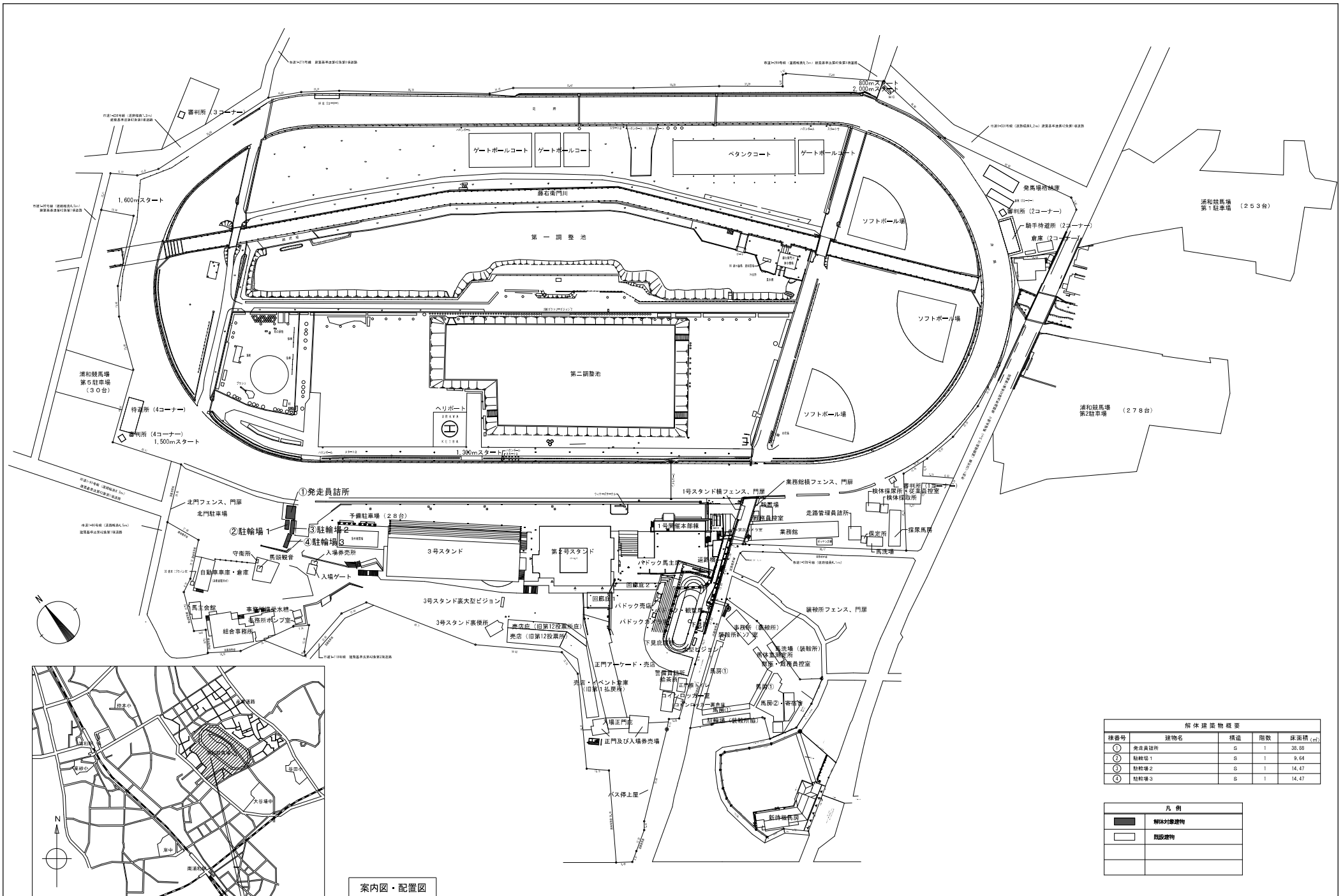
浦和競馬組合
代表取締役: 岩崎 中里
取締役: 塚本 隆夫, 中里 中里

建設費: 約 1,000万円
技術者: 岩崎 中里, 塚本 隆夫, 中里 中里

浦和競馬場発走員詰所機械設備工事
特記仕様書 (解体その1)
M-01



<p>3 特別管理産業廃棄物の処理</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭石綿等</li> <li>・PCBを含む機器類</li> <li>・PCB含有シロング材</li> <li>・重油</li> <li>・濃酸・濃アルカリ</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table> <p>4 PCBを含む機器類</p> <p>5 PCB含有シロング材</p> <p>6 ダイオキシン類</p>	特別管理産業廃棄物の種類		備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭石綿等</li> <li>・PCBを含む機器類</li> <li>・PCB含有シロング材</li> <li>・重油</li> <li>・濃酸・濃アルカリ</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>			<p>8 リフラクティブセラミックファイバーの処理</p> <p>9 その他</p> <p>7 施工調査</p> <p>②回収及び処分</p> <p>特殊な建設副産物の処理</p> <table border="1"> <tr> <th>除去対象物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フロコン(冷媒)</li> <li>・建材用断熱材フロコン</li> <li>・イソシアネート樹脂</li> <li>・アスベスト除染(3R)汚土</li> <li>・PFOS(Perfluorooctane Sulfonate)</li> <li>・特定化学物質( )</li> <li>・その他の特殊な建設副産物( )</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table>	除去対象物の種類	採取する部位・箇所数	備考	部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所			部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所			部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所			部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所			部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所			回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類		備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロコン(冷媒)</li> <li>・建材用断熱材フロコン</li> <li>・イソシアネート樹脂</li> <li>・アスベスト除染(3R)汚土</li> <li>・PFOS(Perfluorooctane Sulfonate)</li> <li>・特定化学物質( )</li> <li>・その他の特殊な建設副産物( )</li> </ul>			<p>(写真撮影)</p> <p>1 事前調査に際しては、建物等の表裏側の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影困難な箇所又はアップによるものが理由と認められる箇所については、スケッチによることのできるものとする。撮影対象箇所を指示等により指示し、次の事項を明示した撮影等と同時に撮影する。</p> <p>(1) 調査番号、建物番号及び建物物の名称</p> <p>(2) 測点名及び測線の位置(計測)</p> <p>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査)</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度等の調査を行うものとする。</p> <p>2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となつたものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</p> <p>調査の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <p>一 調査対象位置図</p> <p>二 調査対象位置図</p> <p>三 建物等調査一覧表</p> <p>四 建築物調査書(平面図・立面図等)</p> <p>五 損傷写真</p> <p>六 写真集</p> <p>(事前調査書及び図面の作成)</p> <p>一 調査区域位置図は、工事の工事単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</p> <p>二 調査区域平面図は、調査区域の建築物の配置を示す平面図で工事の工事単位又は調査単位ごとに次により作成する。</p> <p>(1) 調査を実施した建物については、建築物調査書に添付した調査番号及び建物番号を記載し、建物内構造に色分けし、建物外側(内側)を青色とする。この場合の構造色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</p> <p>(2) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。</p> <p>三 建物等調査一覧表は、工事の工事単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一調査番号が2個以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の存在及び構造、所有者並びに建築物の概要を必要事項を記入する。</p> <p>(4) 建物等調査書(平面図・立面図等)は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。</p> <p>(1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに当該位置・距離、前後関係及び寸法を記載する。</p> <p>(2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、西面(東面北側)を作成し、外側の構造等の概要位置を記入する。</p> <p>(3) その他調査書(損傷状況、塵埃状況及び漏洩状況)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スナップ)図を作成することが適当であると認められるものについては、スケッチによる記載を併せて作成する。</p> <p>四 工場の調査書は、損傷の状況及び程度により詳細に作成する。</p> <p>五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建築物の所有者、建物物の名称(品名)、損傷の発生箇所を記載し、損傷の状況等については、事後調査に添付する(巻取、以下、斜角等)及び写真(巻取、長さ及び箇所等)を記載する。</p> <p>六 写真は、撮影したものをカラーサービス用で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</p> <p>(事後調査書の作成)</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建築物の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び建物リスト等 参照による( )</p> <p>※共同住宅の内訳調査については、各戸調査を行う「※(別表)」の調査は、現場等を設置せず、宅外からの目視により行う。</p>															
特別管理産業廃棄物の種類		備考																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭石綿等</li> <li>・PCBを含む機器類</li> <li>・PCB含有シロング材</li> <li>・重油</li> <li>・濃酸・濃アルカリ</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>																																															
除去対象物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																													
部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所																																															
部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所																																															
部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所																																															
部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所																																															
部 位 ・ 図 示 ・ 箇所数 ・ 箇所																																															
回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類		備考																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロコン(冷媒)</li> <li>・建材用断熱材フロコン</li> <li>・イソシアネート樹脂</li> <li>・アスベスト除染(3R)汚土</li> <li>・PFOS(Perfluorooctane Sulfonate)</li> <li>・特定化学物質( )</li> <li>・その他の特殊な建設副産物( )</li> </ul>																																															
<p>6 石綿含有建材の事前調査</p> <p>7 石綿含有分析調査</p> <p>8 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>3 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <tr> <th>測 定 時 期</th> <th>測 定 場 所</th> <th>測 定 定 点</th> </tr> <tr> <td>※ 測 定 1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業前</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 2</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業中</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 3</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業後</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 4</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業中</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 5</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業後</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 6</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業中</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 7</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業後</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 8</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業中</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 9</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業後</td> </tr> <tr> <td>※ 測 定 10</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業中</td> </tr> </table> <p>測定方法</p> <p>測定5以外の下表を</p> <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定4, 7, 9</th> <th>測定2, 6, 8, 10</th> </tr> <tr> <td>100mmφの直径(mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量(L/min)</td> <td>※1</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間(min)</td> <td>※1</td> <td>※240</td> </tr> </table>	測 定 時 期	測 定 場 所	測 定 定 点	※ 測 定 1	処理作業前	処理作業前	※ 測 定 2	処理作業中	処理作業中	※ 測 定 3	処理作業後	処理作業後	※ 測 定 4	処理作業中	処理作業中	※ 測 定 5	処理作業後	処理作業後	※ 測 定 6	処理作業中	処理作業中	※ 測 定 7	処理作業後	処理作業後	※ 測 定 8	処理作業中	処理作業中	※ 測 定 9	処理作業後	処理作業後	※ 測 定 10	処理作業中	処理作業中	測定3	測定4, 7, 9	測定2, 6, 8, 10	100mmφの直径(mm)	25	25	試料の吸引流量(L/min)	※1	※5	試料の吸引時間(min)	※1	※240	<p>①回収及び処分</p> <p>8 周辺建築物等調査</p> <p>9 周辺建築物等調査</p> <p>2 調査対象範囲</p> <p>5 解体工事全般</p> <p>その他</p> <p>①解体工事全般</p> <p>○基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。</p> <p>○大型クレーンを使用する場合は、必要地耐力が確保されるよう必要な養生を行うこと。</p> <p>○工地上で積上げた存置構造物、塊等発生を必ず予防すること。</p>	<p>(調査)</p> <p>1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>(一般的事項調査)</p> <p>1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存在する建物等につき、建築物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。</p> <p>一 建築物の名称(年号と建物名)の敷地内での位置関係</p> <p>二 建物ごとに異なる階数・平面及び立面</p> <p>三 建築物等の所在地及び地階並びに所有者の氏名及び住所</p> <p>四 現場調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて委託調査等の関係者の協力をとり調査を行う。</p> <p>五 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p>(事前調査)</p> <p>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建築物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の順位で行うものとする。</p> <p>一 基礎</p> <p>二 階間</p> <p>三 開口部</p> <p>四 床</p> <p>五 天井</p> <p>六 内壁</p> <p>七 外壁</p> <p>八 屋根</p> <p>九 水回り</p> <p>2 建築物の全状又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物の四方向を水準測量又は傾斜計等で行う。この場合において、水準測量の基準とするため、以下等のおおむねの傾斜を定めて併せて計測を行う。</p> <p>三 コックリ等傾斜に発生しているときは、建築物の外周について、発生箇所及び状況(巻取、写真)を計測する。</p> <p>四 土留の傾斜は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>五 傾斜(傾斜)に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 土留の傾斜は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</p> <p>二 土留の傾斜は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</p> <p>三 傾斜の傾斜は、原則として、センチメートルとする。ただし、傾斜(傾斜)についてはミリメートルとする。</p> <p>四 傾斜(傾斜)に傾斜不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、当該傾斜で傾斜不良となっている敷地調査を行った後、主たる層間のうちから一部につき1箇所を計測し、全体的な傾斜を計測する。</p> <p>二 測定箇所は、柱又は梁と土留との間隙の最大値の点とする。</p> <p>三 傾斜の傾斜が明らかに行かないもの、又は傾斜不良及び傾斜不良が生じているものは、その傾斜を調査する。</p> <p>四 計測の単位はミリメートルとする。</p> <p>5 床に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 一室半室等の傾斜(傾斜の傾斜を計測。)について、実地水準器で面交する二方向の傾斜を計測する。</p> <p>二 天井・床に傾斜及び傾斜不良が生じているときは、それらの箇所及び状況(巻取、写真)を計測する。</p> <p>三 天井又は天井、根元等床に傾斜が生じているときは、その傾斜を調査する。</p> <p>四 土留の傾斜は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</p> <p>6 天井に亀裂、割れ、雨漏等のシミが発生しているときは、その調査は、内側の調査に準じて行うものとする。</p> <p>7 雨どりに割れ、柱及び内法材と壁との分離が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 雨どりに発生箇所等の調査を行った後、主たる層間のうちから一部につき1箇所、全体的な傾斜を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。</p> <p>8 内側に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、すべて亀裂を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>三 亀裂が一箇所を多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、両面に亀裂の発生している場合は、その状況、大きさの調査をする。</p> <p>9 外側に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 四方向の立面に生じている亀裂の長さ、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>三 傾斜(傾、雨漏れを含む。)に亀裂又は傾斜などが発生しているときは、当該建築物の傾斜状況を把握し、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 傾斜(傾、雨漏れを含む。)に亀裂又は傾斜が生じているときは、その傾斜を調査する。</p> <p>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、傾斜(傾斜)についてはミリメートルとする。</p> <p>11 水回り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁面、壁面タイル等に亀裂、割れ、目地破れ等が生じているときは、すべて亀裂を計測し、状況を計測する。</p> <p>二 蛇水、排水などの配管に亀裂、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</p> <p>12 外構(テラス、コンクリート床、タイル、タイル、タイル、池、排水溝、門柱、塀、塀等の敷設工)に傾斜が発生しているときは、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。この場合において、必要に応じて、当該工場の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</p>
測 定 時 期	測 定 場 所	測 定 定 点																																													
※ 測 定 1	処理作業前	処理作業前																																													
※ 測 定 2	処理作業中	処理作業中																																													
※ 測 定 3	処理作業後	処理作業後																																													
※ 測 定 4	処理作業中	処理作業中																																													
※ 測 定 5	処理作業後	処理作業後																																													
※ 測 定 6	処理作業中	処理作業中																																													
※ 測 定 7	処理作業後	処理作業後																																													
※ 測 定 8	処理作業中	処理作業中																																													
※ 測 定 9	処理作業後	処理作業後																																													
※ 測 定 10	処理作業中	処理作業中																																													
測定3	測定4, 7, 9	測定2, 6, 8, 10																																													
100mmφの直径(mm)	25	25																																													
試料の吸引流量(L/min)	※1	※5																																													
試料の吸引時間(min)	※1	※240																																													
<p>4 石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)</p> <p>5 石綿含有保温材等の除去(レベル2)</p> <p>6 石綿含有成形板の除去(レベル3)</p> <p>7 石綿含有建築用仕上材等の除去</p>	<p>①回収及び処分</p> <p>8 周辺建築物等調査</p> <p>9 周辺建築物等調査</p> <p>2 調査対象範囲</p> <p>5 解体工事全般</p> <p>その他</p> <p>①解体工事全般</p> <p>○基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。</p> <p>○大型クレーンを使用する場合は、必要地耐力が確保されるよう必要な養生を行うこと。</p> <p>○工地上で積上げた存置構造物、塊等発生を必ず予防すること。</p>	<p>(写真撮影)</p> <p>1 事前調査に際しては、建物等の表裏側の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影困難な箇所又はアップによるものが理由と認められる箇所については、スケッチによることのできるものとする。撮影対象箇所を指示等により指示し、次の事項を明示した撮影等と同時に撮影する。</p> <p>(1) 調査番号、建物番号及び建物物の名称</p> <p>(2) 測点名及び測線の位置(計測)</p> <p>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査)</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度等の調査を行うものとする。</p> <p>2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となつたものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</p> <p>調査の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <p>一 調査対象位置図</p> <p>二 調査対象位置図</p> <p>三 建物等調査一覧表</p> <p>四 建築物調査書(平面図・立面図等)</p> <p>五 損傷写真</p> <p>六 写真集</p> <p>(事前調査書及び図面の作成)</p> <p>一 調査区域位置図は、工事の工事単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</p> <p>二 調査区域平面図は、調査区域の建築物の配置を示す平面図で工事の工事単位又は調査単位ごとに次により作成する。</p> <p>(1) 調査を実施した建物については、建築物調査書に添付した調査番号及び建物番号を記載し、建物内構造に色分けし、建物外側(内側)を青色とする。この場合の構造色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</p> <p>(2) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。</p> <p>三 建物等調査一覧表は、工事の工事単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一調査番号が2個以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の存在及び構造、所有者並びに建築物の概要を必要事項を記入する。</p> <p>(4) 建物等調査書(平面図・立面図等)は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。</p> <p>(1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに当該位置・距離、前後関係及び寸法を記載する。</p> <p>(2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、西面(東面北側)を作成し、外側の構造等の概要位置を記入する。</p> <p>(3) その他調査書(損傷状況、塵埃状況及び漏洩状況)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スナップ)図を作成することが適当であると認められるものについては、スケッチによる記載を併せて作成する。</p> <p>四 工場の調査書は、損傷の状況及び程度により詳細に作成する。</p> <p>五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建築物の所有者、建物物の名称(品名)、損傷の発生箇所を記載し、損傷の状況等については、事後調査に添付する(巻取、以下、斜角等)及び写真(巻取、長さ及び箇所等)を記載する。</p> <p>六 写真は、撮影したものをカラーサービス用で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</p> <p>(事後調査書の作成)</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建築物の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び建物リスト等 参照による( )</p> <p>※共同住宅の内訳調査については、各戸調査を行う「※(別表)」の調査は、現場等を設置せず、宅外からの目視により行う。</p>																																													
<p>株式会社 共同設計社</p>	<p>共同設計社</p>	<p>株式会社 共同設計社</p> <p>共同設計社</p>																																													



案内図・配置図

解体建築物概要				
棟番号	建物名	構造	階数	床面積 (㎡)
①	発走員詰所	S	1	38.88
②	駐輪場1	S	1	9.54
③	駐輪場2	S	1	14.47
④	駐輪場3	S	1	14.47

凡例	
	解体対象建物
	既設建物

工事箇所：浦和競馬場 陸上競技場及び大宮市南区大宮南一丁目05番地01号

課長	技術者外	主任	主任	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

**株式会社共同設計社**  
 1級建築士事務所 ・ 1級建築士大臣登録第107401号 業 用 取 扱 明

設計年月日	2021年10月08日	企画	設計	製図
変更年月日				

工事名称	浦和競馬場発走員詰所機械設備工事	図面番号	M - 03
図面名称	案内図・配置図	単位	A1 : 1/1000 (A3 : 1/2000)